

会 議 録 目 次

平成 1 3 年 第 1 回 海 田 町 議 会 2 月 定 例 会 （ 第 2 日 目 ）

平 成 1 3 年 2 月 1 5 日 （ 木 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 議

日 程 第 1	施 政 方 針		4
日 程 第 2	一 般 質 問		7

	（ 延 会 ）		8 7
--	---------	-------	-----

平成13年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年2月14日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月15日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	10番	千 柄 義 昭
11番	前 田 勝 男	12番	住 吉 充
13番	山 岡 寛 次	14番	松 井 俊 海
15番	佐 中 十九昭	16番	中 岡 長 一
17番	国 岡 光 明	18番	加 藤 公
19番	奥 村 邦 一	20番	田 中 千 代

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	10番	千 柄 義 昭
11番	前 田 勝 男	12番	住 吉 充
13番	山 岡 寛 次	14番	松 井 俊 海

15番 佐 中 十九昭
17番 国 岡 光 明
19番 奥 村 邦 一

16番 中 岡 長 一
18番 加 藤 公
20番 田 中 千 代

~~~~~〇~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|------------------------------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 加 藤 天 |
| 助 | 役 | 石 原 憲 治 |
| 収 入 | 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 | 長 | 三 村 素 直 |
| 福 祉 保 健 | 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 | 長 | 池 の 本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部 参 事 兼
保 健 セ ン タ ー 所 長 | | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 | 長 | 上 條 正 弘 |
| 地 域 振 興 課 | 長 | 奥 谷 正 則 |
| 福 祉 課 | 長 | 因 幡 貞 男 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 青 木 基 秀 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | | 西 本 徹 郎 |
| 監 理 課 | 長 | 木 原 正 博 |
| 建 設 課 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | | 永 海 房 雄 |
| 教 育 | 長 | 李 木 義 夫 |

| | |
|------------------------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 教 育 部 参 事 兼
海 田 東 公 民 館 長 | 柳 原 徹 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 佐 藤 隆 |
| 水 道 課 長 | 畠 山 隆 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 島 文 男 |
| 主 査 | 梶 原 正 勝 |
| 主 任 | 伊 藤 仁 士 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 施 政 方 針

日程第2 一 般 質 問

日程第3 第17号議案 海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の
制定について

日程第4 第18号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第5 第19号議案 海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について

日程第6 第20号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第21号議案 平成13年度海田町一般会計予算

日程第8 第22号議案 平成13年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第9 第23号議案 平成13年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第10 第24号議案 平成13年度海田町老人保健特別会計予算

日程第11 第25号議案 平成13年度海田町介護保険特別会計予算

日程第12 第26号議案 平成13年度海田町水道事業会計予算

日程第13 発議第1号 海田町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

日程第14 発議第2号 マツダに中期計画の見直しを要請することを求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（田中）おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

昨日に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第 1 から日程第 14 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）日程第 1、昨日に引き続き施政方針についてを議題といたします。

昨日の質疑に対する答弁からです。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。昨日に引き続き大変ご苦労をおかけいたします。

昨日、佐中議員の方からご質問のございました施政方針についての、特に歳入財源のことについてのご質問であったと思いますが、ご答弁申し上げます。

13 年度の国の予算は、我が国の新たな発展基盤の構築に資する施策の一層の重点化を図りつつ、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、我が国経済を自律的回復軌道に確実に乗せるとの観点に立って編成するとともに、厳しさを増している財政状況にかんがみ、財政の効率化、質的改善を図り、公債発行額を可能な限り縮減すること、また財政投融资改革の趣旨にのっとり、資金の重点的・効率的な配分を図ることを基本として予算編成を行い、その一般会計の予算の規模は 82 兆 6,524 億円で、12 年度に比して 2.7% の減としております。

また、地方団体に対しては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が伸び悩む一方で、公債費の累増が見込まれるなど、現下の厳しい財政状況を踏まえ、12 年度に引き続き行財政運営の簡素化や定員の管理、給与水準等の適正化の一層の推進など、歳出全般にわたる見直し、合理化、効率化に徹底的に取り組み、行財政改革をより積極的に推進するよう要請してきております。このような方針に基づき策定される地方財政計画は 89 兆 3,100 円億円程度で、12 年度に比して 0.4% 程度の減としております。

こうした国の方針を踏まえまして、また、このような厳しい財政状況の中で財源の確保を図るため、予算案を編成するに当たりましては、町税につきましては、社会情勢の変動及び税制改正等に留意をし、適切な見積もりをすること、また、課税客体の完全な捕捉と徴収率の向上に努めること。

2に、分担金・負担金につきましては、住民負担の公平の確保と、受益者負担の原則に基づき適正に維持されるよう制度の見直しを行うこと。

3に、使用料及び手数料につきましては、受益者負担、行政サービスのコスト意識の観点に基づき、単価や減免規定等の見直しを行うこと。

4に、財産収入につきましては、財産状況を的確に把握し効率的な活用にも努めるとともに、利用計画のない土地の処分等も検討すること。

5に、国・県支出金につきましては、国・県の予算編成の動向に注意を払うとともに、関係機関と十分に連絡調整を図り財源の確保に努めること。

6に、町債につきましては、国の地方債計画、許可方針及び充当率等を確認し、的確な見込み額を計上するなど財源の確保を図りつつ、町民に密着した事業や総合的な地域福祉施策の充実等に対処するため、海田町新総合基本計画に基づき、実施計画に計上している継続事業や、第3次海田町総合基本計画に基づく新規事業を重点事業として財源の重点的・効率的配分を行うなど、簡素で効率的な事務執行に努め、町民の期待にこたえられる施策の推進に取り組むことを基本として、予算案を編成いたしました。

その内容につきましては、お手元に資料30として配付いたしております平成13年度予算の概要をご参照いただければと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）佐中さん。

○15番（佐中）答弁をいただきましたけれども、施政方針の中で財源の問題が欠落していることそのものがですね、今述べられたことは施政方針の中に追加されるのかどうか、追加されることになると扱いはどうなるのかようわかりませんけれども、扱いとしたら文書でまた追加をするか、そういう方法があるかと思うんですけれども、私は財政危機、財政危機と言って町民のいろんな要求に対して、なかなかそのことが理由になってなかなか要望にこたえられないということが、しばしばあるわけですね。そういう問題について、やはり施政方針の中で財源の問題はこのようにしていく、それに基づいて今の13年度の予算を編成したというのがあってしかるべきだと思うんですね。

我々は今まで議会として、いろいろ研修の費用を組ませていただいて、いろんな勉強をした中でいろんなことを、各議員さんが議会の中でそのことを研修の成果も踏まえて、執行部にいろいろ提案してきたことがかなりあるわけですね。その中には区画整理の問題については、駅前の再開発はＪＲも負担すべきだということで海田町では、１０６億円か１９６億円かなんかの区画整理をね。それも、ＪＲに負担をさせる予算を計上したところもあるわけですね。また、自衛隊があるわけですから、防衛庁からのそういう予算を、町長は、何回も陳情７に行かれるんですから、いろいろ代議士先生の中にそういう上手な人いうのか、そういう先生もおられるわけですから、そこら辺も通じて財源の確保をするとか、あるいは昨日言いました地域戦略プランの中に、駅前の区画整理の問題は小渕内閣のときにその予算を組まれておりますし、町道８号、９号もその中に含まれておるわけですね。ですから、そういう予算を編成するにあたって、そういう確保をしながらやっていくこと、これが財源確保の一番の基本になると思うんですよ。それを欠落していたところに、私は大きな問題が生じてきたというように思うんですね。ですから、これをどのようにされるのかお尋ねをいたします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）それではお答えいたします。

ただいま申し上げました件につきましては、施政方針の中に追加として文書でさしあげたいと、このように思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）以上で施政方針に対する質疑を終結いたします。

これより文書をお配りいたします。

（請願書の写し配付）

○議長（田中）この際議長より報告をいたします。２月１３日付で受理した請願は、お手元に配付いたしました請願書の写しのとおり、総務文教委員会に付託し、会期中に審査することといたしますのでご報告いたします。

なお、請願については「原則開会日の３日前までに提出されたものはその会期中に審査する」と平成７年１１月の議会運営での申し合わせ事項の中で、規定をいたしております。本請願は開会日の前日に提出され、受理したものでございますが、議会改選前の最終定例会でございますので、特別に会議規則第８５条の２の規定により、議長の職権で常任委員会に付託することといたします。

今後、請願の紹介議員となられる場合には、議会運営申し合わせ事項を遵守し、ご配

慮いただくよう希望をいたします。

この際、第14号議案平成12年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については議決をいたしておりますが、質疑の中で答弁を積み残していた部分について、執行部から発言を求められておりますのでこれを許します。福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）昨日の国民健康保険特別会計補正予算の審議の中で、住吉議員さんのご質疑に対して、額療養費の支給の最高額、これが答弁できなかったということでお時間をいただきます。今年度における高額療養費の支給額の最高額は114万1,845円でございます。この方においては年間、これは月額でございますので、年間では、441万3,308円というのが実績でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）それでは日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がございますので、受付順に順次発言を許します。16番、中岡さん。

○16番（中岡）16番、中岡です。5点質問をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

まず第1点目は、総合福祉センターの建設計画についてであります。この総合福祉センターの建設計画につきましては、12年度中に建設の計画を明らかにできるということを知っておりましてけれども、具体的にになっているのかどうか、具体的にになっているとすれば、当然社会福祉協議会の事務局や、シルバー人材センター・なかよし作業所も取り込んだものになっていると思いますけれども、この建設計画はどうなっているのかお尋ねをいたします。

2点目は、役場庁舎の移転先はということであります。JRの高架事業は、13年度中には具体化されるという情報が流されておりますけれども、役場庁舎の移転先は決まっているのかどうか。役場庁舎の移転について私は、1つの提案をしてみたいと思います。というのは、町内にある県の合同庁舎が、数年先には空き家同然になるのではないかとと思われることでもあります。県の合同庁舎であるから空き家になっても、その利用については県が考えることでもありますけれども、海田町の役場庁舎として利用するのも1つの方法ではないかと思いますがいかがですか。県とこのことについて話し合うことを考えてみたらどうでしょうか。

3点目は、臨海部の開発についてであります。これはきのう答弁があったような感じもするんですけれども、重ねて答弁をお願いしたいと思います。平成5、6年ごろに少



し話題になり海田町だけの問題としてとらえるのではなく、県がプロジェクトを組んで考えているという答弁があったように記憶しております。今回策定された第3次海田町総合基本計画の中で、特に海田西地区の将来像の中で海田海浜公園の検討とだけ簡単に触れているだけであります。既に宇部コンクリートの跡地には、麒麟ビールが物流倉庫の進出を決めたようであります。物流倉庫の進出と海浜公園とは無関係かもわかりませんが、臨海部の総合開発の構想が発表されて5、6年が経過をしております。海田西地区の環境問題としては大きな課題であり、もう少し詳しく計画を打ち出すべきではないかと思います。出せない何か大きな理由があったのかどうか、町長の見解をお尋ねいたします。

4番目であります、エバーグリーンホームへの町道整備はということであります。エバーグリーンホームへの町道を整備するための予算が流されたことがあったと思います。ことしも流れております。エバーグリーンホームの見学者が町のマイクロバスを利用すると、下の道路でおろされて、歩いてあの急な坂を登るわけです。エバーグリーンホームの建設が決まったとき、町道の整備は約束ごとの1つではなかったのでしょうか。地権者との話がまとまらない理由は何か特別な原因があるのかどうか。エバーグリーンホームの近くを流れる谷川の上流に砂防堰堤ができ、谷川の改修工事が始まる予定となっているようであります。工事用の道路にも使われるのではないかと思います。道路の整備を県の工事に関係あるので、県に任せるつもりではないのか、町長の見解をお尋ねいたします。

5点目は、総合公園のアクセス道路の問題であります。総合公園の管理棟も完成が近づき、4月には総合公園の正式開園の運びとなりますけれども、既に部分的には使用されており、天気の良い土曜、日曜日などは多数の町民でにぎわっておりますが、総合公園へのアクセス道路はどうなっているのか。現在、山を削り道幅を拡げる工事が行われておりますけれども、全体像が見えてこないわけであります。今までよく言われているように、大型バスが楽に通れる道路にしなければ、総合公園が十分に生かされないと思います。県工業用水のところであるとか、現在工事中の場所から公園に向けての予定など、明らかにしてもらいたいと思います。本来であれば、総合公園と同時進行で公園完成とアクセス道路が一体のものにならないといけないと思いますけれども、今さらこれを言っても始まらないので、今後の予定を明らかにしてもらいたいと思います。また、キャンプ場へのアクセスも第2期の整備事業も予定されており、東地区の地元には十分

に説明をして、何かにつけて協力を仰ぐことになると思いますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。以上５点です。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）中岡議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

ご質問は５点でございますけれども、１点目より順次ご答弁申し上げます。

第１点目でございます。総合福祉センターの建設計画はというご質問でございますが、総合福祉センターの建設に向けた取り組み状況と目標についてでございます。今年度は福祉関係課、保健センター、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど各部署の問題点を施設機能面の事業と業務内容の面に分けて抽出をし、整理するとともに、関連業務の統合化や、今後必要とされる福祉保健施設の施策の精査などを鋭意進めており、３月末には基礎調査として取りまとめて行うことといたしております。

現段階では、当然、社会福祉協議会と健康づくりのための諸機能については、重要な部門と認識しており、引き続き来年度予定しております基本構想・基本計画の中で方向を出していきたいとこのように考えております。

２点目でございます。役場庁舎の移転先についてのご質問にお答えいたします。ご指摘の合同庁舎については、県の出先機関の再編が行われようとしているところでございます。移転先の有力な候補地であると考えているところでございます。今後の進展状況について県に話をお聞きいたしましたところ、県の出先機関の再編につきましては、経過途中であり、現段階では結論が出ていないため、明確な回答はいただけませんが、今後とも情報収集を行うとともに、話し合いの場を持っていきたいとこのように考えています。

３点目の臨海部の開発についてであります。ご質問の臨海部の総合開発構想でございます。平成７年３月に広島県が中心にとりまとめた「広島湾ベイエリア・ルネッサンスー広島湾地域総合開発について」のことであり、この中で本町は東部海洋都市ゾーンに位置つけられており、ウォーターフロントを活かした複合的な都市開発を進めるという基本方向が示されております。

海田西地区は第３次海田町総合基本計画でのアンケート調査によると、騒音や大気汚染等への住民の不満が多く、環境保全対策の推進が重点施策の上位に挙げられております。したがって、総合基本計画ではこれらの結果をもとに、公害防止対策の充実や公園緑地の確保などを掲げるとともに、臨海部という地区の特性を生かし、海浜の景観形成の確保や、魅力あるウォーターフロントの整備に努める観点から海田海浜公園の整備を

施策に位置づけるなど、この地区の将来像である「暮らしと産業と海が共生する安全・快適で便利なまち」の実現を目指しておりますが、臨海部の大半は民間の工場等が立地している現状から、これ以上の詳しい計画を記述しにくいのが現実でございます。今後につきましては、企業の動向や将来の土地利用の状況等の調査を行い、13年度に「海田町臨海部土地利用転換構想」を策定してまいりたいと考えております。

4点目の、エバーグリーンホームの町道整備についてのご質問にお答えいたします。ご指摘の箇所につきましては、これまで何度となく地権者やそのご家族の方ともお会いをして、事業の説明を行い、ご理解とご協力をお願いし、地権者の方からもさまざまなご意見等をいただいておりますが、今日まで用地取得のめどが立たないというのが現状でございます。現在地権者の方には、条件提示をしていただくようお願いをいたしております。また、県の改修工事との関連でございますが、この工事の範囲はエバーグリーンホームの上流道路幅員4メートルの町道として、整備を終えている地点から、砂防堰堤までとなっておりますので、ご指摘の箇所につきましては、本町で整備を進めてまいります。

5点目の総合公園へのアクセス道路につきましては、総合公園入口、キャンプ場入口との分岐点までを、平成15年度完成予定で年次計画を策定し、整備を行っております。平成13年度はご指摘の県工水の箇所である森矢宅前から、三反田宅までの区間120メートルと、現工事箇所の上流部である栃木橋から東新橋の区間120メートルの整備を行う予定にしております。また、東新橋から上流につきましては、現況は、道路法線・勾配等に問題がありますので、ルート変更を行い、事業を進めてまいります。

施工の際には、ご協力をいただく地元の皆様に、必要に応じて説明会等を行い、住民・地権者のご理解や同意を得て進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）まず1点目の、総合福祉センターの建設についてでありますけれども、平成10年9月議会でやはり総合福祉センターの建設という質問に対して、いま少し時間のかしてほしいという答弁が出ております。それから、平成11年9月の議会でやっぱり同じような質問をいたしまして、これは、平成12年度から調査研究に着手したいと考えているというようなその結果が今の答弁になったと思うんですけれども、13年度に調査研究の結果が3月末にまとまって13年度に基本計画ということであります

けれども、本当に建てる気があるのかどうかというのが、疑わしくなってくるのです。ずるずると延びておりますので。そこら辺をですね、もうちょっとははっきりと建てるんだという、そのために、もうどっから見に来られても恥ずかしくないような総合福祉センターを建てるんだという、はっきりしたお答えをひとつしていただいて、その上でそのためにこういう計画を立てておるんだということにならないと、ずっと、だんだんだんだん答弁の中身は前へ進んでいるような気はするんですけれども、見えてこないという気がいたしますので、この点について、明確なお答えをいただきたいと思います。

次に、役場庁舎の移転については、私も申し上げましたように県の建物でありますので、町の自由にはならんとと思いますが、極力そうすれば役場庁舎の移転という問題、この役場庁舎も跡地が非常に有効に利用できるのではないかと思いますので、ぜひそのような方向で進んでいただきたいというふうに思います。

臨海部の開発についてでありますけれども、今のような答弁をいわゆる、第3次総合基本計画の海田西地区のいわゆる将来像の中でうたっていただければ、こういう質問をする必要はなかったんですけれども、あんまり簡単にやっておられる。それから、民間の土地であるということは、初めから十分わかっておるわけですから、具体的に構想を立てていわゆる、地権者と話し合いをするんだというところまで踏み込んで、やはり計画を立てていかないと絵に描いたもちになって、やりたいけれどもこれは民間の土地で自由にならんのだと、そうこうしているうちに今のキリン倉庫の進出もあります。それから、それ以外の物流倉庫も出てくる可能性があるわけですから、その辺をもう少し具体的に計画の中になぜ盛り込めなかったのか。

それと県がやはり、プロジェクトを組んでその中に海田町も入って何回か検討をしておるわけでありまして、その結果を踏まえて基本計画の中にただアンケートの中で、住民の不平不満が多いということだけをとらえて基本計画の中に入れられるからこういうことになるんだろうと思いますけれども、その辺について、県との関係、これはいろいろ状況が変わっておりますので、その当時のようなことにはならんとしますが、いま一度今後どうするのか。いわゆる、はっきりやるのかやらんのかですね。やるとすればどうするのかということを明確にしていきたいと思います。

それから、エバーグリーンホームへの町道整備、昨日の補正予算の中で、あえて私は質問をしなかったわけでありまして、一般質問に出しておりますので、やらなかったんですけれども。未執行ということで、予算が3年ぐらい流れたんですかね。いわ

ゆる、最も大きな原因というのは、地権者が納得できないからということだろうと思うんですけども、その納得できない理由がはっきりわからんわけです。それで、今の答弁にあったように、地権者に対して条件を出してくれということを行っているというんですけども、その条件が出たときにその条件を100%受け入れることができるのかどうかですね。ある程度条件を予測されておるのかどうか。ここら辺がまだもうひとつ見えてこないの、来年度13年度の予算をつけても、また流れるんじゃないかという心配があります。そこら辺についてもう一言突っ込んだお答えをいただきたいと思います。

それから、総合公園のアクセス道路。確かに今工事中でもありますし、年度別に取り組んでいくということはわかるんですけども、私が一番気になっておったのは県の工業用水のところでありまして、これは今お答えいただいたように120メートルやるんだということを聞きましたので、安心はしておるんですけども、県の工業用水のところについては、県との関係ですから問題ないと思いますけれども、その上の住宅というのがいわゆる、中途半端な形になるんじゃないかというような懸念があります。そこら辺についていわゆる住宅の上におられる方が了承されるのかどうか、それが了承されないと、また絵に描いたもちになって予算が流れるという心配になります。

それから、ルートの変更という120メートルですか、ルートの変更でやるんだということが出ましたけれども、ルートの変更ということは当然、新しい道路をつくるということになりますから、どこをどうやるのか。そして、既にそういったものが答弁の中で出てくるということは、地権者とも十分話しをしてその了解を得たのかどうかですね、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは、第1点目の総合福祉センターの建設にかかわるご質問にご答弁を申し上げます。

これまで、いろいろな経過がございまして、本当にやる気があるのかとこういうご質問の趣旨かと思えます。昨日、施政の方針で町長の方から方針を示されましたように、来年度基本構想、基本計画を策定するという目標を掲げて発進をするものでございます。大いにやる気を示して建設に向けて進むと、こういうふうにご理解をいただきたいと思えます。本年度は特に先ほど一部町長の方からも触れられましたが、社協、シルバーそれから高齢福祉部門、それから福祉部門、保健センター、それから特に児童福祉

の部門、それともう1つ視野を広げて生涯学習の部門、そこらも含めてワーキングチームをつくりました。そのワーキングチームで今、本当に次のステップに担える保健福祉を柱とした施設はどこに課題があって、今までに機能が連携できなかった部分をどう連携していくかそこらの課題の整理、それからこれからチャレンジしていくための施設としてどうあるべきかということを詰めているわけでございます。もちろん社会福祉協議会のスタッフもワーキングチームに入っております。そういうことで大いにやる気をして来年の基本構想、基本計画の策定に入ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）臨海部の今後の具体的な計画の策定についてでございますけれども、13年度に予定をしております海田町臨海部土地利用転換構想策定につきましては、その内容からご説明させていただきます。内容ですけれども、まず現状の把握をしてみたいというふうに思っています。それから、上位計画、今ありましたような計画等の整合を図ることがございます。それから3番目が事業所の移転の把握、これがまさに、議員がご質問のことであろうと思いますけれども、具体的に立地しておられます企業の方の今後の転換計画があるやなしや、あるいは、今後どういう利活用をしていきたいか実際にお会いしてご意見なり、場合によれば協議会等を設置しまして、具体的な意見をお聞きして計画を策定してまいりたいということで、その中でできるだけ企業の考え方を盛り込んだ計画としてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（田中）監理課長。

○監理課長（木原）エバーグリーンホームへの町道整備の件でございます。

地権者への条件等につきましてご説明させていただきます。現在地権者の方の方には、先ほども申し上げましたように、条件といえますか残った土地でのそこにもう一回家を建てる工法、あるいは、その場所を離れて他に移動しての再築工法等々、いろんな考え方がありますので、ご家族の中で協議をいただいて一番いいと思われる案をご提示くださいというふうなことでお願いをしております。ただ、それが出てまいりましたところで、その条件を100%満たせるのかということなんですけれども、当然、補償には補償基準で補償しますので、100%認められるかどうかはわかりませんが、その条件を1つ1つクリアをしながら用地交渉に当たっていききたいというふうに思ってお

ります。なお、地権者の方の中でご家族の中で考え方が2通りに分かれているということも事実でございますので、今現在ご家族の中でお話し合いをいただいてどちらの工法で行くのかということをご検討いただいている段階でございます。

○議長（田中）建設課長。

○建設課長（久保）再質問5点目の総合公園のアクセス道路のまず、用地買収についてでございますが、ご指摘のとおり県の工水の部分は本町の道路縦断計画に制水弁の部分が支障となるということで協議を進めまして、この制水弁については、県工水の方で移設するという事で、話はまとまっております。

それと、後来年度平成13年度のいわゆる県工水の箇所でございますが、森矢宅から三反田宅前までの120メートルとなっておりますが、この両者とも契約は既に済んでおります。

それともう1カ所、栃木橋から東新橋の区間120メートルの整備でございますが、これにつきましても地権者は今4名おられますが、ほぼ協議・交渉を重ねまして契約の準備は整っております。そういうことで、予算計上をさせていただいております。それと、ルート変更の内容でございますが、これは東新橋からキャンプ場の入り口、この橋がありまして道路がございますが、まず橋については14トン加重で施工されております。阪神大震災以来この構造基準が厳しくなりまして、今現在では20トンと25トン加重での設計が通常となっております。そういうことで、橋をキャンプ場入り口、と総合公園の分れ道がございますがその下へかけかえてまいります。それとともに今、東新橋のところから右折しまして、また左折するというようなことでかなりあそこの法線が、急な法線になっております。そういうことで、将来的に大型バスが乗り込むということを見込みまして、これが道路構造令の基準、並びに、補助採択基準、これに合っておりませんので、東新橋から真っすぐ上へのぼりまして、今申しました橋のところ少し法線を振りまして、キャンプ場入り口のところへ入っていくというようなルートになってまいります。現況の道路では、法線もさることながら、勾配がかなりきつうございまして、この勾配もこのルート変更をすることによって解消されてまいります。以上でございます。

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）臨海部の開発についてもう1回お尋ねをいたしますが、今の答弁では、今から企業の方と話をすることになります。ご承知のように、宇部コンが立ちの

いて何年かたっております。そして昨年１２月に町道の認定をしております。私は宇部コンが立ち退いて整地をされた段階で、後どうするんですかというぐらいの打診をして、そのときに例えば宇部コンはまだ後の計画はないんだということであれば別ですけども、恐らく何の計画もなしに、あれを立ち退いて更地にしてしまうということはないと思うんですね。なぜその段階で、いわゆる意向打診をしないで海田町にはこういう計画があるんだ、これは、もう昔からといいますか、いわゆる臨海部の開発というのは、先ほど答弁があったように、県のプロジェクトで海田町も入って検討しているんだから、こういう計画があるんだけどもというような話をしたのかどうかですね。私はどうも今の答弁を聞いておると、何かにつけて後追い後追いになっていると。そこら辺でいろいろ問題が起こってくるんじゃないかと思うんですけども、いわゆる、昨年１２月の議会で町道を認定しておるわけですから、その前の段階で、企業との情報収集といいますかね、そういったことをやったのかどうか。もしやったとしたらどういう情報が入ったのか、それをお尋ねいたします。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）臨海部の構想というのは大きくこの地域のポテンシャルといいますか、この地域そのものは用途地域は工業地域でございます。したがって産業系のものを誘導していくというものでございますので、それは大きな計画でございます。

議員がご質問の臨海部の構想について事前に協議をしたかという話でございますけれども、当然この道路認定をかけたものは、都市計画法上で言います開発行為に基づいて開発をやったわけですけども、その時点で当初私どもの方に協議をされていたのは、現況の道路開発がPの字型の逆になっておりましたので、我々としては、将来的には広島ガスさんのところも含めて、瀬野川の左岸側までどうしても抜きたいという構想を持っておりました。したがってその部分を宇部興産あるいは、広島ガスさんと協議をしました結果、実際に必要でない広島ガスさんの敷地まで、実は道路を接続させております。その接続をすることによって広島ガスさんの方の開発計画が具体化する段階では、瀬野川の左岸側にネットできる状態になるということで、実は広島ガスさんの方も、余計に宇部興産さんの土地を買われて、なおかつそれを町に寄附されたということがございますので、将来の道路ネットワークあるいは、産業経済の貼りつき等もありまして、そこらの計画をすべてご理解いただいた上で、現状の道路として寄附をいただいたものでございます。



また、宇部興産さんの方の利用転換の話でございますけれども、麒麟の物流倉庫関係の方が3ブロックあるうちの入り口側で既に予約が入っているということはお聞きしておりました。これは、企業展開をするというよりも土地を売却するというのが、まず前提としてございましたので、それを仮に、例えば、公園であるとかということで、前取りの買うというところまでの熟度には達しておりませんでした。なおかつ、現在3ブロックのうち2ブロックは売れておりまして、真ん中のブロックは、なお1万平方メートル、約1ヘクタールほど売れ残っておりますけれども、その部分は宇部興産さんとすれば売却されたいということでもありますので、その意向のとおりだと思いますけれども、全体の話とすれば、その時点では緑化計画等の話もございましたので、見てお分かりのとおり、余分に緑地帯として広い5メートルぐらいあるかと思いますけれども、かなり大きな、全体では1,200平方メートルぐらいあるんですけれども、余分に緑地帯としてグリーンベルトとして、その用地も確保の上、海田町の方に帰属、つまり寄附をいただいておりますということで、環境にも配慮しながら、あるいは、将来の道路ネットワークにつきましても、企業の方にご理解、ご協力をいただいて、現在に至っているというものでございます。

○議長（田中） それでは12番、住吉さん。

○12番（住吉） 12番、住吉でございます。

本日は、2点に絞って質問いたします。時間をゆっくりいただいてやろうと思います。

そのまず1点は防災計画の見直しにどのように取り組むのかということでございます。これは、前回の議会で防災計画の震災編について、これでは町民の命が守れないと見直しを要求いたしましたところ、不備を認められて、見直すとの答弁がありました。また、大災害時における町長と自治会長の指揮系統の確立についても、長い間抵抗しておりましたが、その抵抗を解かれて、前向きに取り組むとの答弁がありました、その後の取り組みについて確認をいたしたいと思います。

質問その1、現在多くの県庁等では災害対策のための危機管理委員長等として自衛隊のOBとか、あるいは、現職を雇い入れるというふうなことを言っておりますし、実際に数県では、既に自衛隊のOBを雇い入れております。特に東京都の場合は、数年前に私が隊友会の役員をしておりましたときに、海田公民館で、危機管理についての講話をお願いした四方さんという方が、東京都の危機管理委員長として、嘱託として務めておられます。ほかの仕事もいっぱい持っておられますが。そんなことで、幸い我町には、

自衛隊が駐屯しておりますので、防災計画の作成ができる職員は少ないのではないかと私は判断するんですよ。計画作成に当たって、自衛隊のアドバイスを受けるお考えはありませんかということをお尋ねいたします。

それから、町長と自治会長の指揮系統の確立について、ということで水害等の場合は事前にたくさん雨が降って発生するんだからその災害の予知ができますが、地震は極めてその予知が難しいと言われています。ですから、海田町では、今地震が起こるかもわからんということを考えるのが、危機管理だろうと思います。この前も申しましたように有事に発令できる特別立法的な条例を今すぐにでも作成して、議会に提案すべきではないかと考えますが、検討するとおっしゃいましたけれども、現在どのようにその件について、進捗しているかについてお尋ねいたします。

2番目は、行政改革はこれでよいのかということにつきまして、平成10年の10月につくられた海田町行政改革実施計画は大部分が、主として、財政面の経費節減をうたったものでありますが、ごく一部に町職員の資質の向上をうたっております。優秀なる人材を育成するという項目があります。特に昨日の町長の施政方針の中にも、職員の資質の向上ということ強くうたっておられます。私は、常々訴えておりますけれども、行政改革の重要な1つに、失礼なことを言うようですが、町長以下の意識改革が非常に重要であるというふうに訴え、また考えております。私の最近の議会活動の中で、気がついたことについて、一部を取り上げてみますが、職員の意識改革をしなければ、いかなんということ強く感じております。それが、行政改革の第一歩であろうというふうな観点から質問をいたしてみます。恐らく町長はこのような状況にお気づきでないのではないかとこのように感じておりますが、その事例を挙げてみます。

高齢者に配慮して、歩道のバリアフリー化の工事が行われております。現在盛んに町のあちこちで行われておりますが、特に私の近くの方で、整備をいたしたことにしまして、整備の着手前よりも悪くなったところがあります。これについては、基本的に工法が間違っておりました。担当課長に対しては、強く申し上げておりました。ところが、仕上がりを見てくれというふうなことで強引に工事を進めましたが、結果は何のために工事をしたのか税金のむだ遣いではないかという多くの住民からの批判がございます。これは、町長、助役も行ってみられて確認しておられると思いますが、この点についてどのようにお感じになっているかということをお尋ねいたします。

この問題は、担当課長が何のために整備をするのかという理解が足りない。すなわち、

目的意識の欠如であります。高齢者の身になってやること、町職員の仕事、100%が町民へのサービスであるという意識に欠けているのではないかというふうに考えます。したがって、極めてそれぞれの部課長あるいは、職員の意識改革は大切であるということ強く申し上げます。

もう1つは、町道の補修整備につきまして、路面の破損により、夜間のトラックの通過等によってその騒音がうるさくて安眠できないという苦情があり、早速整備を要求しましたが、わずかな整備工事に40日間もかかりました。あまり遅いので要求したところ30日目ぐらいに確認したんですが、まだ見積もりもできてないという状況でありました。その際に担当課長の発言は、理由逃れか何か知りませんが、しばらくの間現場に立っておりましたが、大したことはないではないですかというふうな発言がありました。昼間に車の多い交差点がいっぱいありましてね、車の多く通行するところで、周囲の県道や国道がありますので、多数の車両の騒音にかき消されて、深夜の住宅直前の騒音は我慢できないものがあるんですが、昼間は、あんまり感じられないんですね。そこらのところを、本当に住民の立場に立って考えているのかどうかということでもあります。これも住民サービスの観点から問題発言であります。根本的な意識改革が必要だろうと思います。

それから道路の舗装整備について、さらに問題があります。私は、これを申し出たときに気がついたんですがね、補修整備の担当は監理課であります。ところが業者への発注施工の担当は建設課であります。監理課は受け付けるだけで、発注整備は建設課がやっておるわけです。だから、そういう仕組みだから、監理課長は建設課長に頭を下げてお願いしますと言わなきゃいかんような仕組みになっておるわけですね。そこらにおくれた問題があるなというふうに私は強く感じました。そこらも行政改革の一環として見直す必要があるのではないかと、この点も1つお尋ねいたします。

もう1つは、海田町に進出してきて事業を拡大してですね、20台ないし30台の車の駐車場を確保したんですが、出入り口に歩道の縁石があるので、2、3個どけてくれんかというふうに申し出てたんです。そうしたら、申し出者の理由説明も不十分であるということも認めますけれども、細部の理由も確認しないで、頭からけってしもうておると、そういうところに問題はないかと。これは、課長の権限の乱用ではないかというふうに思います。やはり、ある程度町民の意見としてそれを聞いて、調査をしてやるのが大切ではないかというふうに考えます。

もう1つは、町の企業の発展は町の発展に直接つながることですから、それと同時に、町民サービスという職務使命を忘れてはいけませんと思います。これについても、大きな意識改革が必要だろうと思います。そのほか多く申し述べたいことがたくさんありますが、今質問しましたほかに、次のようなことについて質問いたします。

目的意識を養うこと、徹底した住民サービスが、職員の使命であるという意識改革をすることについてどのように取り組みになりますか、お尋ねいたします。

2番目に先ほど言いました監理課と建設課の問題ですね。

それから3番目は、課長等の職務に対する能力不足を感じます。職務の能力は、職務に関する知識・技術をみずから努力することによって吸収することにプラス、経験の積み重ねであると考えます。最近のように目まぐるしい人事異動によって担当職務の知識を吸収する余裕がない上に、経験の積み重ねができないような状況にあるのではないかと、無理ではないかというふうに思うんです。今の担当課長あたりは、数年のうちに3回ぐらい課長がかわっておられるんですね。ここらのところ、人事管理の問題ですが配慮する必要があるのではないかと。

もう1つは、部長制度を復活されましたが、その部長は課長に対する指導責任があると思いますが、そこらの指導が、しっかり行われていないのではないかなというふうに疑問を感じております。見ておってわかるんですね、課長とかと話しておって。部長の指導能力というものは専門知識も必要です。指導技法も必要でしょう、人間性も必要です。特に、その部下の課長との人間関係もありますし、難しい面もありますが、部長の課長に対する指導は極めて弱いというふうに見ております。これらをどのようにして指導体制を確立されるのか。行政改革における極めて重要な問題だろうと思います。ただ表をつくって何について何万円節約するというだけが行政改革ではありません。だから、この点について明解なご答弁をお願いします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）住吉議員のご質問、大枠で2点ございますけれども、これについて答弁申し上げます。

1点目の防災計画の見直しについて、どのように取り組むのかとこういうご質問でございますが、第1点目の自衛隊のアドバイスを受けることにつきましては、現在海田町地域防災計画は基本編・資料編・震災対策編の3編で本町の防災に関し、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図っているところでございますが、先般の議会でお

答え申し上げましたとおり、この３編の見直しをするため、他の市町から資料を取り寄せ、研究しております。

この地域防災計画は、災害対策基本法第４２条第１項に規定しておりますように、海田町防災会議において修正しなければなりません。そうして、この防災会議にも、構成メンバーとして自衛隊第４６普通科連隊からも、参加をしていただいておりますのでございます。これから、具体的な見直し作業に入ってまいりましたら、他にも参加していただいております関係機関も含め、自衛隊の方からも専門的な意見など伺いながら、より海田町の実情に合った計画としてまいりたいと考えております。

第２点目の、町長と自治会長の指揮系統の確立ということについてのご質問でございますが、指揮系統の確立というのは、町の災害対策本部の構成員として自治会長さんに入っていただくということになるかと思えます。災害対策本部につきましては、災害対策基本法第２３条第３項で、本部の構成員は市町村の職員のうちから任命すると規定されておりますので、自治会長さんを本部の構成員とするということは、難しいと思います。

災害時の応急対策につきましては、災害対策基本法第６５条第１項に「市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急処置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民または、当該応急処置を実施すべき現場にある者を、当該応急処置の業務に従事させることができる」と法律で規定されており、住民の皆さんだれからでも、協力を得られるようになっておりますので、現状では条例の制定は考えておりません。

２点目の行政改革についてで、ご答弁申し上げます。前段でご指摘しておられる部分につきましては、必ずしも住吉議員のご指摘のとおりではないように感じるんですが、職員の士気にも影響しますので、ここで明確にさせていただきます。まず、歩道のバリアフリーについてでございますが、ご指摘の箇所は、町道２４８号線の仁井ビル前の歩道と思われませんが、限られた範囲の中で十分に検討し、実施したもので、基本的に工法が間違っているとは思っておりません。むしろ議員が主張しておられる民地を取り込んで事業を進めるという方が、無理があるのではないのでしょうかとこのように思っております。

次に、道路補修についてでございますが、他の箇所に比較してその影響は少ない路面損傷であると判断し、緊急の工事ではなく、通常の方法で工事を実施したもので、課長

の発言が問題発言とこのように認識はいたしておりません。

3点目についてでございますが、地権者の方に道路改築の申請をしていただくよう議員に直接、課長が説明をさしていただいたと、このように聞いております。それ以後、本人からは申請がない現状でございます。

まず、第1点目の職員の意識改革への取り組みについてのご質問ですが、このままで職員の能力開発や、モラルアップのためのさまざま研修を行ってまいりました。今後も職員1人1人が自己改革を推進できるよう、さらに研修メニューの充実を図るとともに、昨年からの実施の自己申告により、目標設定を行う自己申告制度の活用を行いまして、各人が毎年の目標に向けて、チャレンジすることにより意識改革を進め、職場の活性化に努めてまいります。

第2点目の各課の横の連携についてでございますが、現在各部で部長を中心とした部会を定期的を開いております。

第3点目の、課長の能力不足というご指摘でございますが、行政事務も複雑・多様化している中で、各課長は自己の責任、それと役割を自覚をし、研さんに努めており、十分職責を果たしているものとこのように考えております。

第4点目の部長の指導体制についてでございますが、部の業務を管理監督をし、統制しながら、成果を達成できるよう部制をしいたわけでございますが、行政課題に対し、その処理方法を指示するなど、リーダーシップを発揮しながら業務に取り組んでおり、部長の指導力により、事務事業の効率的な執行体制が確保されるようになったものこのように確信をいたしておるものでございます。以上でございます。

○議長（田中）この際、暫時休憩をいたします。再開は10時20分。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。住吉さん。

○12番（住吉）再質問をいたします。まず1点目の防災計画策定のために、自衛隊のアドバイスを受けるかどうかということにつきまして、なるほど防災会議の中には、自衛隊が入っております。その方は特に適格かどうか判断することは難しいですが、それよりやはりそういう能力を持った幹部のアドバイスを受けるべきではないかというふう

に考えるわけです。そういう会議の中に来て、意見を聞いてそんなに述べられるものではないというふうに私は考えます。私も建設委員長のときでしたかね、防災会議の一員として加わりましたけれどもそんな意見を求められたこともありませんし、そういう状況ではないということはよく知っております。だから、私はこのことを言っているわけですが、ちゃんとしたものができればいいですよ。今私の目を見て防災計画じゃありませんよ、今のはね。だから見直すということを認められたんだろうと思うけれども、そういうことで、その問題については、やっぱりちゃんとしたアドバイスを受けて、いろいろ各市町村の資料を収集しておられるようですが、各市町村も似たり寄ったりで、皆県の計画をコピーしたようなものだろうと思うんです、特に震災編については。だからこれは、真剣に取り組んで、本気で町長が町民の命を守るんだという気持ちでつくってもらわないかと思います。それが1点。

それから、町長と自治会長の間の指揮系統についてどうも生半可なんですね。つい先日もテレビで報道しておりましたけれども、ある町では、町長と自治会長の間にインターネットを構成して防災組織を確立しておる。法とか条例がこうだとおっしゃいますけど、そういうもんじゃないと思うんです。

そして、きのうの施政方針の中に、組織的な防災活動の体制を整えるため、自主防災会の組織化の促進と育成指導を図るとともに、実践的な訓練等を実施して意識の高揚に努めてまいりますというふうに述べられていますが、その自主防災会とは何かということです。自主ということが気に入らんのです。自主防災会とは、自分の自治会は自分で守れということなんですか。大震災等が起きて、やはりちゃんとした指揮系統を確立しなきゃいかんというのが私の考えなんです。自主防災会じゃなく、自治会防災組織とするならいいですよ。そして町長の指揮系統に組み込んで一体となって、町を守り、町民を守らなきゃいかんのだろうと思います。町長にそういう意識がないんですね。町長は何でもかんでも自主自主と申されておりますが、まあ自主を尊重されておって、なかなかやさしい方だなんていうふうに受け取れますが、裏返せば、町長の責任逃れであります。大災害時には、自主というのは町民個人個人の意識の問題で、町長みずからが町の先頭に立って陣頭指揮をして、町を守らにやならんのではないかというふうに考えます。そういう確固たる意志がどこにも見当たらないんです。これでは、町民は不安を覚えるはずですよ。自主で責任逃れをしておられるんじゃないかというふうに感じられます。だから、防災意識の高揚は、町長みずからの問題ではないかというふうに私は考えます。

この点をいかにお考えか、再度お尋ねしたいと思います。

それから、町民の防災意識の高揚ということのみを挙げておられますが、具体的にどのようなことを考えておられるのか。実践的訓練を行って防災意識を高揚するんだというふうなことを述べておられるんですね。私はもっと具体的な方法があるかと思います。それは各自治会に対して防災組織の基準を示して、これは、特別立法のような条例をつくってやるか、あるいは、頭からそういう大災害時には町長と自治会長の間の指揮系統を確立するんだと。本部の中に、自治会長を入れるということを私は言っているんじゃないですよ。地域ごとの自治会の中の長として、あるいは、自治会長がだめなら、そこに適任者を自治会の中の長として自治会ごとに組織をつくって、それらを陣頭指揮するのは町長ではないかということと言っとるんです。

その意味におきまして、世帯数等に応じて自治会の組織は何個班どういうものをつくれとか、あるいは、看護婦の免許をお持ちになって勤めておられん方なんかたくさんおられるはずです。少々年をとっておられても我々よりもいろんな治療の能力をもっておられる。そういう人も班の中に入れなさいとか、町との無線、有線とかの連絡が途切れたときには伝令を何名出せとかいうようなことを示しとかにやできんでしょ。規則を、条例を盾にとってそれはもうやりませんというような町長の責任逃れで、町民はそれだと不安で町長についていけませんよ。そして意識の高揚のためには、その隊員というか会員いうかには、防災という貼示にヘルメットぐらい渡して、よく目の届く位置にかけておくとか、あるいは、表札の横に防災会員というふうな標識をかけるとかというふうにして意識の向上を図る手もあると思うんです。いろんなことを考えられて具体的な施策を講じられなければだめだろうというふうに考えます。その点についても、お答えください。

行政改革につきましては、最近町を回る機会がふえたわけですが、町民の皆さんから非常におしかりを受けております。町政の問題とか議会の問題とかね。あなたらは何をやっておるんかというふうに言われております。そして特に婦人層、ご婦人の方が町政に対する関心が高くなってきております。町のオンブズマンをつくらにゃいかんというふうな、荒々しい言葉で注文をつけられるご婦人もあります。そんなことを踏まえながらこの点についての再質問をいたします。

また、事例を挙げるようですが、町税の滞納徴収ということで、課長さんとか部長さんは回っておられると思うんですが、その中で、何しに來たかいうたら、何でその滞納



を徴収に来たかと思ったら、住吉が徴収せいとうるさいから来たという発言をした課長があるそうです。名前は聞いておりますよ、だれが言ったか。申しませんが。私の名前を挙げたから問題にするんじゃないんです。そういう意識がだめだいうんです。意識改革せいというのはそういうことなんです。町長。やかましく言いますよ、私は胸を張って言っていることは、その方に答えましたよ、なぜそういうことを言っているのかと。そんな気持ちでやっておって徴収できるわけじゃないですよ。成果の上がるはずがありません。町の財源不足を補うために努力するんだというふうな意欲に燃えてやらなければ、それは難しい問題ですから、そんなことができるわけがありません。だからなんぼ歩いても、大した成果は上がらんのではないかというふうに考えております。こんなことでは行政改革に取り組んでおると言えません。

それからもう1つ先ほどの町長の答弁でバリアフリーの工事の問題について、あれで問題ないと言われたんでは町長も助役も見目がないなというふうに思うんです。今度予算特別委員会の時にあの辺を回ったら、議員さんに見てもらおうと思いますがね。前よりも悪くなっておるんですよ。歩道は狭くなって勾配をつけとるし、しかも、車も上がりにくく縁石を置いてどーんと突き当たるようなことしとるから、町民の間からそういうことが出ておるんです。町長は自分の部下をかばうためにそういう発言されとるんだなというふうに善意に解釈しておりますけど、ほんとには前より悪くなっている。工法が間違いじゃないとおっしゃるけれども、課長も部長も僕は素人じゃろうと思う。ほかに工法もあるんですよ。車道と歩道のレベルを一緒にして縁石をもって区切れば、どちらも平らになるんです。そういうふうにしなさい言ったら、民地の問題があると民地の問題は片がつくんです。ただ一軒マンションがあるだけ。あっこだって勾配をちょっと急にするか、その勾配の傾斜区間をちょっと延ばせばできる。これは高齢者のためにやるんだということを誠意をもってお願いすれば許してくださるはずです。あとは駐車場とか住宅地の入り口ですから、そういう問題は起きんです。どうしても問題があってそれが嫌なら、5メートルぐらいの車道ですから、車道の格上げをすればいいんですよ、20センチほど。その区間だけ。まあ、取付け区間がありますけれども。だからそこらは、これは正しい工法で間違いはないというふうにおっしゃるのは、もう町長の意識改革をせにやいかんというふうに考えます。土木の能力があるのかなと言いたい。

私は自分のことを申し上げるようですが、今までそういうことを申したことはないんですが、自衛隊の土木課程を出ておるんです。土木工学を基本に勉強するんですが、そ

うしてすごい多くの数の土木工事も経験しております。指揮官として、監督として。土木施工管理士も持っております。ところが、課長らが意地を張って自分の仕事で耳をかさないんです。むだ金を使うな言うたんです。同じレベルにしないで。あれは何ぼやってもあの工法ではまともな対策がとれるわけないんです。課長のプライドを持つことも大切ですが、そういうことに意地を張ってはいけません。

きのうの総合基本計画の質疑の中で、印刷費の製本費が40%ぐらい見積もり残が出て余っているじゃないか言うて聞いたら、見積もりの間違いではないということを意地を張っているんですよ。明らかに間違いなんだからそういうことは課長が間違いを認めて、次から気をつけます言うならええが、間違っておりませんということはないじゃない。2,600万円のうちの1,100万円くらい余らせとって。資料収集とか、そういう情報収集の見積もりの段階の誤りなんです。私は黙って聞いておりましたけれども、そういう考え方だから何年たってもこういうことが改善できないんです。誤りは誤りとして素直に認めて、意地を張らんで、そして改善していくのが行政改革ではありませんか。町長はこのようなことについてお気づきにならないのでないかというふうに私は最初から言っておるんですが、お気づきになっておって言われるんならもう意識改革をしてもらわないけんと思う。

もう1つは、再質問の最後にバリアフリー化の工事をやっていただきましたあの地域で、工事費を何ぼ投入したのか、工事費の額を言ってください。これは町民税のむだ遣いと私は思いますからね。町に補償してもらわなければいけなんじゃないかというふうに考えるぐらいです。補償請求をする権利を保有したいと思います。その額を明確に示して下さい。再質問は以上。

○議長（田中）地域振興課長。

○地域振興課長（奥谷）再質問に答弁をさせていただきます。

自衛隊の方のアドバイスを受けるかというふうなことでのご質問でございますが、現在自衛隊の方から、連隊長さんに入っていておりますので、その方が、今は別に能力をお持ちかどうかという判断をこちらではしておりませんので、改めて今のを聞くということはいたしません、事前に今の能力をお持ちの自衛隊の幹部の方のアドバイスを受けてはどうかというふうなことなので、事前にできるだけ自衛隊との連携、町内にございますのでとりながら、アドバイスを受けながら、事前に調整をしながら、海田町の実態に見合った防災計画に修正をしていきたいというふうに考えております。調整

をしてまいりたいと思います。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）ただいまの自衛隊の方から委員としておいでいただいている方について、まあ、専門家であるとかないとかいろんなご異論もありまして、担当の方から修正をするということを申し上げましたが、これは取り消していただきたいと思います。やはり、自衛隊の中にもこういう職務で防災会議にご出席をいただくということから、やはり自衛隊としては、それなりに人選をされて出席をいただいておりますものと、こういうふうに理解をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）自主防災会の役割は何かというご質問でございますが、住吉議員の想定されておる災害時に町長の指揮下に、自主防災会、自治会長を入れますということは、逆に住民を危険にさらすという面もあるのではないかとこのように考えております。したがって、現在町の方といたしましては、各自治会にお願いをしまして、自主防災会を結成していただき、その中でさまざまな状況を想定した訓練をしていただくという方向で考えております。

○議長（田中）建設課長。

○建設課長（久保）それでは、事例の第1点目の歩道のバリアフリー化の工事についてでございますが、最後の請負額は幾らかということでございますが、今ご指摘の248号線ほか3カ所を含めまして、472万5,000円となっております。それで、今、仁井ビルを例に出されてお話をされておりますが、この歩道につきましては幅員が1エン20から1エン40と狭く、また水路の床版を利用して少し歩道を高くしております。これはマウンドアップと申しますが、これにより歩車道分離をし、歩行者の安全を確保するものでございまして、車道より20センチから30センチ歩道が高くなっております。この歩道は横断方向の平面部が60センチ、いわゆる水路の床版部分でございまして60センチから70センチしかなく、特に車いす、これが65センチから70センチでございますので、車いすなどの通行がかなり困難であったと。そのため、この平面部を、できる限り80センチから90センチ確保し、それらを通行を可能にするための工事を行ったものでございまして、今もご指摘のように、申し出の工法は歩道と車道を同レベルにし、境界ブロックで歩車道分離をすべきだというものでございます。近年バリアフリー法が施行されまして、歩道と車道、これはご指摘のような境界ブロックで歩道と車

道を分離するという方法が採用されておりますが、既に現地はマウンドアップで整備されております。そういうことで、この方法でいきますと歩道下の水路の断面が侵されて来ます。小さくなります。

そういう関係で雨水排水等の妨げとなる、そういう点と先ほども申しましたように民地との境界に生じる20センチから、30センチの段差がこれを解消しようとする、民地の中にその30センチを解消するためのスロープを設けてこなすてはいけない。そういう方法しかございませんで、非常に困難ということでございます。そういうことは申し出がありましたときに、説明させていただいております。そういうことで、現状では町の修繕工事でやっております関係もありまして、この方法しか困難であるという見解を持っております。決して申し出を無視したり、強引に進めたとは認識しておりませんし、目的意識が欠如したということも、住民サービスに対する意識が欠如したということも私としては思っておりません。

○議長（田中）住吉さん。

○12番（住吉）だんだん絞られてきましたけれども、そのとおり、本当に意地を張っております。

自主防災組織は言うたら、本当に責任逃れですよ。けがをしたりしたら、もう自分持ちじゃないですか。ちゃんと保険でも掛けてくれるんか。そういうために組織化しなさいと町長にしっかり言ってちゃんとしたことをしなさいと、傷害保険でも掛けてちゃんとした組織にしておかないと、できないでしょ。自主自主言いとればいい思うて自主自主いうんだらうけども。自主が本当にいい方法なんですか。言うてもわからんものはしやうがないけどね。

それから、今の課長の工法の問題で、全く素人だと思うのは、そこらがあるんですよ。雨水排水断面が小さくなる、減少するということはどういうことなのか。あれだけ下げるからそういうんでしょ。そうでなしに、道路を横断している所は既に下がっておるんだよ。全部下がっておるんだよ。それで、今の所だけは上がっておる。だから、下がっておるのに差し支えないのに、何でそこを下げたら障害が起こるのか。全く素人じゃない。

今の進入路の傾斜の問題も間違っていない。私が課長の言うのが正しいということそんなものは解決できるんですよ。それを言うておる。最初から申し上げましたと言うけれども、説明しましたと言うけれども、僕はあのときに、了解しとらんよ。あんたが強引にやったんだ。仕上げを見て下さいということでやったんだ。だからちゃんとやっ

ぱり税金のむだ遣いにならないようにやってほしい。1メートル50もありゃせん、1メートルぐらいしかない歩道の半分は傾斜をつけておるんだから、あんたを車いすに乗せて通してみようか。ひっくり返る。車いすなんか通るわけじゃない。一番端に寄ったら壁があつて、車いすがこするようなところを、押して車いすを通るか。もし自動の車いすがあるんですよね。あれなんかそうして通れるか。傾いてひっくり返るから恐らく通れんと思う。だれも通るものはいない。あの歩道を歩く者もおらん。町長、助役は確認されたいことを聞いとるんですが、もう1回町長も助役も確認されたかどうかを回答してください。

それから工法についてはさっき言ったように、私が申し上げたのはこんなことならやるな言うたん、最初に。同レベルにきなさい、そうでなかったら税金のむだ遣いだから。予算がないなら予算があるまで待って、同レベルにきなさいということをいっとるでしょ。強引にやったんだけど。結局ああいうことになってそれは町長は見られて大丈夫だとおっしゃるかもしれない。住民はそれを許しとらんよ。何やತ್ತおるんかということ。課長はそういう点について答弁するなら、間違いなかったと言いたいんだろうけれども、もう1回それ考えをよく聞くかしてほしいと。現場へ連れてって見せたいと思う。

それからさっき言ったかもしれませんがね、予算特別委員会の上に議員の皆さんに見てもらう。町長・助役は確認されてそういうことを言っておられるんだろうと思いますがね。確認してそれを言っておられるんじやったら、本当に意識改革してもらわにやいけんと思う。そこらのところをお願いいたします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）私も現場へ議員の方から話を伺って、担当を連れてまいりました。そこで技術的なこと等も聞きながら、確かに今の歩道も狭いところでありすけれども、ある程度傾斜等を修正したりして、これならいいんじゃないかなというふうな判断をいたしましたし。それと、ビルを一部はつってということについては、これまたいささか大きなことでもございますし、相手方もあることでございます。それでも交渉せんのは、おまえらが努力足らんのよということでございましょうけれども、やはり堅いものが、高いものが建っておる、その角を削っていくというのはこれは難しいことだなと、こういう判断をいたしました。

ただ、縁石の位置につきましては、いささかこれは多少でも出入りされるのに動かすことはできんのかなと。支障があるならどうなんだろうかということもそこでも話しま

したけれども、これもやはり、それに係わる地権者の方から申し入れをしていただければ動かされますと、検討ができますと。こういう返事をしておるんですけれどもその返事がないんだと。こういう報告を受けたわけでございます。実際に動かして、かえっていらんことはするなということもあり得ることで、関係者から多少でも動かしてくれないかということがあれば、それは可能ですよということを聞いております。ただ現在までその地権者といえますか、関係者から話が来ておりませんと。こういう返事でございましたので、それで了承しております。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）自主防災会の件でございしますが、これは先ほど申しましたように、自主防災会をつくっていただきまして、町長の指揮下に入れますことは、逆に身の危険を感じていただくという部分もございします。町長の指揮下に入られないからといって町長の第一答弁にもございましたように、法の中に緊急時には住民の方に命令ができるという条文がございしますので、この条文を生かして、万一そういうものがございましたときには、そういう形で住民の方に動いていただくという方法をとるということでございします。

それと万一のけがということでございしますが、これはもしそういう場合にけがをされた場合には、補償をしなければならないという形になっておりまして、これに基づきまして、本町も補償組合の方へ入っております、そこから補償ができるという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）3番、堀間さん。

○3番（堀間）3番、堀間です。5点質問を出しております。

まず質問1点目、海田町の行政は不親切か。住民からの怒りの声が寄せられました。「海田町役場の人間は不親切だ、丁寧に年寄りを扱ってくれない。書類の書き方がわからないのに書類を書けと言ってそれ以上のことは教えてくれない。海田町は年寄りや、高齢者に不親切な町だ」という訴えであります。このように役場の対応に怒っている住民や、不満を持っている住民への対策を、町はどのように考えているのでしょうか。

質問2点目、町の乳幼児対策について。乳幼児医療費の質問は以前にも提出されています。子供が病気になりやすいのは3歳、4歳あたりからで、今の所得制限措置をそのまま4歳まで拡充してほしいという要望は、若い母親の気持ちを代弁しています。そこで、海田町において、通院・入院件数と医療費が実際にかかった金額を、これは乳幼児

の件ですけれども、年齢別に調査して、出されたデータはありますか。

現在幼児虐待の事例が数多くマスコミをにぎわしているが、そのようなケースが海田町で起こったとしても町の責任は全くないと言えるのか。少子化の原因の把握を町としてやっているのか。近い将来乳幼児医療費の拡充はあるのか。

次、質問３点目。ＩＴ化、町の情報革命について質問します。行政のホームページというものはただ設置しているだけ。アクセスされることを期待していないものが多いのが現状であります。そこで海田町のＩＴ化の目的、そのあるべき姿をどのように描いているのか。ＩＴ化によってどれだけの投資でどれだけのコスト低減が可能か試算されているのか。ＩＴを活用した行政サービスの１つ、オンライン申請などのサービスを浸透させるため、どのような企画を持っているのか。

次、質問４点目。環境センター重油漏えい事故のその後についてお尋ねします。あってはならない重油漏えい事故が発生したのは昨年１１月１３日のことでした。しかし、それより前から漏れていたわけで、実際には、１０月初めだったかもしれません。そこで、事故の原点にかえって質問いたします。町長がこの事故報告を受けたのは何月何日何時何分だったのか。町長はそのときどういう指示を出したのか。重油の移送管の亀裂はなぜ生じたのか、究明できたのか。重油が漏れているという発見が２週間以上もおくれたのは、日常の管理ができていなかったということなのか。毎日の原材料、燃料の使用料は記録されていなかったのか。改善策としての新しい作業マニュアルは策定されたのか。ボーリングをやった上での損害額は、計算されているのか。さらに被害が拡大していた場合の損害予測額などは検討してみたのか。重油の汚染度が完全に除去され、付近の町民に、安全宣言ができるのはいつごろか。

質問５点目、駅前駐輪場を９月、１２月に続いてさらに問う。平成８年度に駅前駐輪場の自治会がアンケートを利用者にしています。利用料が適正であるという意見も出ていますが、これは自転車自治会の立場でやったアンケートの結果であります。そこで町としても利用者に対して、アンケートでの意識調査をしているのでしょうか。前回の答弁で、１００円という利用料は妥当であると言われましたが、何をもって１００円が妥当なのか。根拠となった理由、計算式は。ＪＲ用地の地代７２万７,０００円は自転車自治会になぜ請求できないのか。利用者からいただくわけだから、何の問題もないのではないか。以上５点お願いします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）堀間議員、5点のご質問でございますが、1点目からご答弁申し上げます。

行政は、不親切かとのご質問にお答えいたします。公務員の精神基盤はいうまでもなく、「全体の奉仕者」としての信念にあります。公務の遂行にあたって、迅速で親切、丁寧に対応できるかは極めて重要なサービスでありますので、日々職員同士で観察し合い、悪いところは、注意し合って正しくいくよう喚起をいたしておるところでございます。今後とも、お仰せのようなご不平・不満が出ることをないようにした親しみやすい雰囲気窓口として、住民本位の行政サービスの展開を図ってまいります。

2点目の、乳幼児対策についてのご質問にお答えいたします。乳幼児医療にかかわる通院・入院件数等のデータはあるかのお尋ねでございますが、年齢別の制度対象者に係る受給者数、受診者件数、助成額等集計をいたしております。

ご質問2点目の、幼児虐待と町の責任の問題でございますが、ご存じのとおり平成12年11月20日から児童虐待防止法が施行されました。この中で国や地方公共団体が虐待防止のための必要な体制の整備等、規定が設けられております。また、虐待を発見しやすい職務の者による早期発見の努力義務も定められております。この深刻で痛ましい虐待が起きないように、保育所や乳幼児検診時など日々の業務の中で、細心の注意を払っているところでございます。

また、児童相談所を中心とした情報交換や研修に努めるとともに、つくも保育所の子育て支援センターや保健センターでの相談を通じ、家庭の黄信号をいち早くキャッチし、引き続き予防体制の充実を図ってまいり所存でございます。

第3点目の少子化の原因を町として把握しているかのお尋ねでございますが、厚生白書によりますと、未婚率の上昇とその背景には価値観の変化や、仕事と育児の両立への負担感などさまざまな原因の増大が、少子化を進めている原因だと言われております。町といたしましても、同様に認識しているところでございます。

ご質問4点目の近い将来、乳幼児医療の拡充はどうかのお尋ねでございますが、県が来年度、制度の拡充を予定し、準備を進めているとのことでございますので、本町といたしましても、県の動向を踏まえて対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きましてIT化、町の情報革命についてのご質問にお答えいたします。

第1点目のご質問でございますが、平成9年の全員協議会でも説明させていただきましたとおり、当面行政事務の電子化を図ることを目的としてスタートしました。今後電



子化を進めるにあたっては、電子申告や地図情報等を視野に入れたサービスが可能になるようなイメージで、住民ニーズに対応した整備を進めていきたいと思っております。

第2点目のコスト低減についてでございますが、10年度、11年度の実績と12年度、13年度の予算による投資額は4年間で約4億2,000万円になっております。旧システムの委託方式で運用した場合の推計額は、平成9年度時点で約4億4,000万円でございます。費用的にはさほど差はございませんが、端末機の大幅な増設や、ネットワーク機器を追加整備し、行政事務のスピード化、効率化、高度化を進めて住民サービスの向上と事務効率が図られたと思っております。

第3点目のサービスを浸透させるための企画についてのご質問でございますが、町民の方々に、サービスを受ける上で格差が生じないようにしていきたいと思っております。また、公共施設をネットワークで既に結んでおりますので、このネットワークを活用して公共施設の予約状況等が、どの施設からでもできるようなサービスの提供を進めてまいりたいと考えております。これらのサービスを、住民の方々が、有効活用していただくために、パソコンを使ったインターネットの利用方法を習得する「IT講習会」を両公民館で開催する予定にいたしております。また段階に応じたニーズに対応した情報理解・活用能力の向上を図るための事業も、パソコンを整備しているひまわりプラザで開催する予定をいたしております。

続きまして、環境センター重油漏えい事故のその後についてでございますが、まず事故の報告を受けたのかという第1点目のご質問でございますが、油の漏えいを発見したのが、11月13日の8時40分ごろで、A重油の漏えいであると判断したのが、その日の午後2時過ぎでした。私が報告を受けましたのは、確かにその後午後3時ごろであったと記憶をいたしております。

次に第2点目の、そのときの指示についてのご質問でございますが、私が報告を受けた時点ではまだ漏えい箇所も、あるいは漏えいの量も確定しておりませんでした。とにかく下流への流出防止と付近への影響を懸念いたしまして、状況をできるだけ正確に把握し、万全の体制で臨むようにと、指示をいたしました。

次に第3点目の、移送管の亀裂についての、ご質問でございますが、漏えいカ所が、エルボの溶接部であることから、振動によるものか、腐食によるものか特定することができませんでした。

次に第4点目から第6点目まで関連したご質問でございますので、一括して答弁させ

ていただきます。

毎日の記録につきましては、重油の使用料も、貯油タンクの残油量も記録はしてありました。しかし、貯油タンクの残油量につきましては、あくまでも、重油補充の目安としておりましたので、特にこの記録の照合確認は行っておりませんでした。このことが、事故の発見がおくれた最大の原因ではないかと思います。事故直後からは、再発防止のため助燃バーナーのメーター、貯油タンクのメーターそれぞれの記録者と合わせて、照合する担当者を定めて、厳しく管理するよう、マニュアルを策定し、管理体制を改めております。

次に、第7点目の損害額と今後の損害予測額についてのご質問でございますが、これまでの処理に要した費用は、移送管の布設替え、汚染土の除去、処分及びボーリング調査など約700万円となっております。また、損害予測額についてでございますが、その後の調査等から、今後さらに被害が拡大するとは思われませんので、特には検討はしていません。

最後に、安全宣言についてのご質問でございますが川床からの滲出量は、降雨後一時的に増加する状況が、断続的に続いておりましたが、2月に入り、ほとんど出なくなりました。また、1月に実施しましたボーリング調査の結果からも、タンクの周辺以外への汚染範囲の広がり確認されませんでした。このことから、近々、保健所と協議の後に、結論を出したいとこのように考えております。

続きまして、駅前駐輪場についてのご質問にお答えいたします。まず、第1点目のご質問でございますが、12月議会でも答弁いたしましたように海田市駅利用者自治会が定められている料金は、その会員相互で決められておられることですから、町がこれに対してさらにアンケートを実施し、利用の方から意見を聞くということは全く考えておりません。

次に、利用料の件ですが、この利用料は海田市駅利用者自治会で決定されたもので、妥当であるか否かは、自治会にゆだねられるものと理解をいたしております。

3点目についてですが、JR用地の地代に関してですが、12月議会以降、海田市駅利用者自治会と地代を負担していただく方向で協議を進めているところでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（田中）副議長と交代します。

○副議長（河野）堀間議員。

○ 3 番（堀間）再質問を続けます。

まず、海田町の行政は不親切かどうかということですが、これは、職員さんが 300 人もおられますから、親切な方もあれば、不親切な人もいるし、課によつての対応もいろいろ、さまざまありますよね。たまたまこの方は不幸なことに不親切な人に当たったかなという気もするんですけれども、職員の教育訓練はどうなっているんですかね。その中でも、特に高齢者への対応とかそういうことを勉強されているのか、あるいは高齢者への対応マニュアルというようなものも、内部としてないんでしょうか。さらに、町長は朝礼等でのそういう訓示等はされないんでしょうか。

それと、サービスの問題はこれもやはり苦情が出てきたんですけれども、窓口対応が非常に悪い。今、住民課で 12 時から 1 時までには職員は休憩なんですけれども、住民課だけは交代で、来庁者に対して対応されているということですね。そういうときに、待っている人もいるでしょうし、要領がわからなくて、うろうろしている人もロビーにおありでしょう。そういうときに、住民課だけの問題ではなくて、休憩中の職員さんもそういうのを見たら、何かそばへ寄ってきて、対応できないものだろうかという意見が出ております。そういうことに対して、町としてどういう意識を持っておられるのか窓口サービスも苦情が出ているわけですから、サービス向上をどうやったらできるのか、今まで窓口サービスについての検討をされたことがあるのか。再質問です。

次に乳幼児対策につきまして。データはあるということと言われましたよね。年齢別に、通院とか入院とかその件数と医療費、これはもしわかれば教えてください。そのデータをお持ちなわけですから、そのデータから何が見えてくるのか。担当者の意見で結構ですから教えていただきたい。

それと、今度は母親の問題ですけれども、幼児虐待の問題ですけれども、育児ノイローゼとか、子供への愛情が持てないとか、そういう母親に対するカウンセリングはどうなんでしょうか。保健センター等で特にそういう人たちをターゲットに、何か相談日等は設けられていますでしょうか。

それと、拡充が来年からあると言われましたよね。県の方で、そういうふうな検討をしているということですが、その内容はつかめておりますでしょうか。

次、IT 化、町の情報革命についてお尋ねします。今からどんどんインターネットが進んできますと、当然ご高齢の方や、その機械に対して非常に拒否反応が強くて、IT 弱者という言葉も多分生まれてくるでしょう。そういうことへ一切嫌だ、かわりを持

ちたくないという I T 弱者の人たちも存在するようになってくると思いますから、そういう対応は考えておられますでしょうか。 I T 化するということは情報公開を避けて通れないわけです。よりよい情報が住民に公開されていくことが、 I T 化の、住民にとっては大きなメリットになってくると思いますから、その方向で準備されていますでしょうか。

次、環境センターの重油漏えい事故ですけれども、11月13日8時40分、町長は知らされたわけですが、それが A 重油だとわかったのが午後3時とおっしゃいましたけれども、なぜすぐ現場へ行かれなかったんです。何か予定が詰まっていたんですか。ゴルフですか。すいません。それから照合確認ですね。油の残量等をなどチェックしていて照合していたら、これがこういう事故が起きなかったんじゃないかと、それが原因ではないかとはっきりおっしゃいましたけれども、じゃあどうするのかというマニュアルは何も考えておられない。それは結局、平成14年に坂町へできますよね。そこからあたりから、もうここのごみ焼却場はなくなるということで職員の中に、気の緩みがあったのも原因の1つではないですか。

駅前駐輪場の問題につきまして、アンケートはしていないということですが、利用料100円が妥当。これは前々回でも出たと思うんですが、これは自治会の問題だとおっしゃいますけれども、その自治会に対して、もうちょっと100円を50円にしてはどうかというようなアドバイスとかいうのはやってもいいんじゃないんですか。町の土地なんですから。それぐらいはできると思いますよ。9月、12月と2回続けてやりましたけれども、この質問を持って来られた方は、私が提出したテープを聞かれてどうしても納得いかれなかったんですね。だから今回も私は出してきました。その方はもうご自分で府中町の向洋駅とか、広島市とか、坂町とかをご自分の足で調べていろいろ、それぞれ全部写真まで撮ってこられたんです。そのデータによりますと、海田町は自転車は100円ですね。2輪は200円。向洋は50円。2輪は100円。広島市は100円、200円、海田町と同じですが、坂町は無料です。府中町と広島市はシルバー人材センターに委託してます。駐輪場のフェンスは海田町は何にもありません、屋根もありません。2段式のサイクルラックもありません。坂町はフェンスがあるんですね、無料なんです。土地があると言ってしまえばそれまでですが、ちゃんとフェンスがしてある。向洋の方はフェンスもあります。で、まあ費用は安いです。広島市はフェンスがあり、屋根があり、2段式サイクルラックがあって100円と、そして

2 輪が 2 0 0 円なんです。そういうふうに調べておられるから、海田町に対して不満を持ってらっしゃるんですよ。1 0 0 円高いじゃないですか。はっきり言って。それから自治会の問題だから知りませんというのはやっぱりおかしいんじゃないんです。それから町長、行政報告の中に 6 回も話し合いされたって。私びっくりしましたよ。今まで何ですか、相手がテーブルについてくれない、話し合いのテーブルについてくれないって、確かにずーっと言われてきましたよ。全然やっておられなかった。それが何で 1 2 月議会が終わった途端に 6 回もできるんです。やろうと思えばできるんですよ。7 2 万 7, 0 0 0 円、あの駅裏の J R 用地、これは徴収する方向だというふうに出ておりますけれども、じゃあ今度の新年度予算の中に歳入と歳出に上がっていますか。以上、再質問。

○副議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）堀間議員の 1 点目のご質問ですが、住民の立場から見ますと、民間企業であれば、サービスのよいところへ取引先をかえるとかいうことはできるわけですが、行政ではそれができないということを各職員、十分認識して職務に当たっております。窓口でこのような苦情を受ける職員が出ないよう、日ごろから町長からも指示をいただいております。今後とも職場研修等、また接遇研修を進めてまいりまして、問題意識をもって自己啓発に努めるよう指導してまいりたいと思います。それから、住民課で昼時間、非常にお客さんが多い場合、待ち時間が多いかということになるわけなんですけれども、現在 2 名の昼当番で対処しておるわけなんですけれども、これから 3 月、4 月、非常に繁忙期を迎えますので、待ち時間が少なくなるよう、また、親切な窓口になるよう、3 名体制ぐらいで対応はしていきたいと考えております。

○副議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）2 点目の乳幼児対策の問題。

○3 番（堀間）待ってください。質問したことを答弁してないじゃないですか。教育訓練とか、マニュアルがあるのかそういうことを聞きましたよ。

○副議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）教育訓練は先ほど言いましたように職場研修、また接遇研修、これをやっていくと。また、日ごろ毎日ミーティングをやっておりますので、その中で話し合いをしていくということでございます。また、お年寄りのマニュアルでございますが、特にお年寄りにはありません。今後接遇のマニュアルについていいものをつくっていこうという今作業中でございますので、その中に取り入れてまいりたいと思います。

○副議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）乳幼児対策の問題でございます。再質問にお答えいたします。まずデータでございますが、11年度の状況でご説明をさせていただきます。まず、海田町の現在の乳幼児医療の制度ですが、0歳につきましては、入院、通院ともこれは所得制限なしで運用しております。県の制度は所得制限を設けております。それで0歳にかかる総助成額ですが2,099万9,000円、約2,100万円でございます。それで、これを1人当たり受給者に換算いたしますと、46,666円というふうに出ております。それから、今のは通院でございます。

それから入院でございますが、件数が19件です。それでこのデータでございますが、現在レセプトを健康保険とか、共済とか全部は掌握できませんので、国保だけに限らせていただきたいと思います。それで、対象者が435人おられますので、それで割りますと、1人当たり1,226円の助成額となっております。それから1歳でございます。これにつきましては、町と県の制度は同一でございます。要するに、所得制限を設けておりまして、町単独分の拡充は今のところないということで、ご理解いただきたいんですが。これの入院も通院もこれは制度でございます。

通院ですが、助成額の合計が1,728万5,000円です。それで、1人当たりに換算しますと、48,700円という数字になります。それから入院でございますが、1歳の入院ですが、1人当たりこれは国保分が13件ございます。それで1,366円の助成額となっております。それから2歳の入院だけの制度、県の制度がそういうふうになっておりますので、町も入院の制度を設けておりますが、これは33件の入院のデータがございます。1人当たり10万6,740円の助成を行っております。一応そういうデータでよろしいでしょうか。

○3番（堀間）だからそのデータから。

○福祉課長（因幡）次は、データから何が見えてくるかということでございますが、平成9年から平成11年、また12年とですね、データを調べて見ますと、平成10年の8月に乳幼児医療の県の拡大がありましたので、一概に比較できないんですが、大体支給額にしますと、平成9年、10年、11年と3カ年でですね、約2.2倍になっております。これは拡大ということもあるんですが、医療費がかかっているという状況は確認できると思います。また、負担額も4万円とか5万円とかいうことですので、住民に對しまして助成をしているわけなんで、その点には助かっているかなという感じはいたし

ております。

次に、母親の虐待の問題でございますが、現在虐待に対する町の窓口としましては、保健センターと、それからつくも保育所の子育て支援センターでございます。まずですね、つくも保育所の電話相談は結構多いんですが、虐待に結びつくようなケースであればですね、保健センターの方と連携いたしまして、保健センターの保健婦が自宅へ訪問する、またはおいでになるというようなケースで、この数年対応しております。中には、直接に児童相談所の方から保健センターの方に連絡があって、自宅へ訪問するというケースもありますし、また保健センターに直接どうも自分は精神的な不安を抱えているというようなご相談があって、その方と何回かお会いしてですね、今おさまってといるといような事例もございます。

○副議長（河野）議長とかわります。

○福祉課長（因端）それから乳幼児医療の拡充の問題でございますが、県の方に一応問い合わせたんですが、明確な返答はないんですが、いろいろ県の方からも、電話がかかってくる内容を推測しますと、今の状況、例えば1歳が所得制限をもってやっておるのがスライドしてですね、3歳までいくんじゃないかというふうに、一応担当者としては予測しております。明確な状況ではないんですが、そういう状況でございます。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）続きまして、3点目のITについてでございますけれども、再質問の1点目の高齢者、まあ機械が不慣れな方についての対応を、どのように考えているかということでございますけれども、一応本年度1回やるようにしておりますけれども、「IT講習会」ということで、超素人の方、超初心者の方を対象ということで、両公民館で開催する予定にしております講習会は12年度でまず1講座。これは2時間を6回ということで1講座。13年度には、その2時間で6回のワンクールが、1講座になりますけれども、それを15回それぞれ開催をし、なるべくそういう機器に慣れていただく。超素人の方を少しでもなくそうという試みでやるように考えております。続いて、それでもというようなこともありますので、ホームページ等で公表しております事柄などにつきましては、テレホンガイドなどの充実を図って機械ではなく、電話等で問い合わせができるようにやっていきたいというふうに考えております。

2点目の情報公開が原則ではなかろうかということでございます。行政の電子化を進めていく中では、やはりこれが最終的に情報公開をどのようにしていくかということが

一番のことだろうと思います。ただ、これには個人の情報の保護という観点で、必ずついてまいりますので、来年度予算でも一応計上させていただいてはおりますけれども、個人情報保護条例の制定について研究をしていきたいということで、これを早いうちに策定をする中で、情報公開についても明らかにしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中）環境センター所長。

○環境センター所長（西本）マニュアル策定に当たってのご質問でございますが、ただいま町長の方からご答弁申し上げましたとおり、事故発生直後からマニュアルは策定いたしまして、記録者、その照合者をそれぞれ定めまして、毎日確認するように改めております。

次に、気の緩みからこういった事故が生じたのではないかというふうなご質問でございますけれども、特に毎日の業務の中でそういったことは感じられません。特に今回の事故に当たりましては、職員一丸となって被害が拡大しないようにと対処してまいりました。今後も二度とこういった事故が起こらないように、職員業務に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中）町長。なぜ行かんかったかいうの。

○3番（堀間）なぜすぐ現場に行かれなかったんですか。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）先ほど、経過についてはご説明したわけでございますけれども、当日に何があったのか、今手帳を昨年のもを持ってきておりませんけれども、当日は即、行かなかったと思いますが、先ほど申し上げたような対応とか、また周辺住宅、井戸水への配慮とか、原因調査とかこういうことは指示をいたしました。当日行ってないことは間違いありません。ただ翌日だったかどうか、ちょっと、何があつて当日行けなかったのかちょっと私、手帳を持って上がっておりませんので、確認できんですが。当日でなかったことは間違いありません。以上であります。

○議長（田中）監理課長。

○監理課長（木原）それでは、駐輪場の件につきましてご答弁申し上げます。利用料の件につきましてでございますけれども、何回も申し上げておりますように、現在の自転車駅前自治会につきましては、会員が自主的に運営をしているという団体でございますので、その利用料につきましては、自治会にゆだねられているということでございます。



次に、J R用地の地代の件でございますけれども、自治会との交渉を重ねた結果13年度からその使用料はいただくということで、最終的方向は決定いたしました。ただ支払い時期、あるいは支払い方法についてまだ若干協議する部分が残っておりますので、当初予算には歳入だけは組んでおりますけれども、歳出は組んでおりません。この支払い時期、あるいは支払い方法が決定次第、補正なり、あるいはほかの方法で対処していきたいというふうに考えております。

○議長（田中） 暫時休憩をいたします。開会13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中） 休憩前に引続き、会議を再開いたします。堀間さん。

○3番（堀間） では再々質問させていただきます。まず1点目の海田町の行政は不親切かで、町長は公務員は奉仕者であり、親切丁寧にすることは重要なサービスの一環であるというようなことを言われましたけれども、住民課の課長さんもいろいろ答弁されましたけれども、今回の不親切だということで出しましたのは、何も住民課だけじゃないんですよね。ほかの課でも、やはり不服の電話とか問い合わせの電話とか、監理課などたくさんあると思いますから、実際サービスが役場の中で、どのように考えられているかということを知りたいんですけれども、それに監理課の部長さん。監理課ではどういうふうにサービス向上のために検討されたことがあるのか、ちょっと質問いたします。

それと、町長はですね、全員は無理にしても1階とか2階とか分けて訓示をされたり、朝礼をされたりするようなことはないんでしょうか。

次に、乳幼児対策につきましては幼児虐待の相談件数はふえておりますでしょうか。それと、少子化の原因は国と同じですという答弁がございましたけれども、それでは自治体としての存在が見えてきませんよね。ですから、全く町としては何も考えられないのか、もう1度お尋ねします。

環境センター重油漏えい事故で、町長は覚えていないとおっしゃいましたけれども、なぜ、その電話を聞いたのは朝8時40分ですよね。その日になぜ現場へ行かれなかったか、何も記憶にないんでしょうかね。なぜ行かれなかったのかもう1度聞きます。それと、センター所長。お宅の方のそっちの日誌ではいつ町長が来られたか、視察に来ら

れたか、現場を見られたか、何月何日何時何分か教えてください。

それと、駅前駐輪場ですけれども、先ほども申しあげましたけれども、短期間の間によく6回もほんと話し合いが持たれたなど、もう課長さんをほめてあげたいというような感じなんですけれども、今まで、何度も何度もいろんな議員の方も質問されてて、話し合いが持たれなかったんですよ、10年も。20年間ですか。それが6回もできたわけですから、すごいやる気があったんだなと思いました。でも、じゃあその前の課長さんは何もやらなかったのかということも見えてくるわけなんですけれども、その努力は大変すばらしい。ここまでできているわけですけど、じゃあ72万7,000円は歳出の方に地代をJRに払うわけですから、歳入に当然、新年度予算に入ってきてもいいのに、入れない理由がわかりません。それと町長の行政報告の中に駐輪場のことが書かれてますけれども、自転車等駐車場という言葉でずーっと駐車場、駐車場となっているんですよ。駐輪場ではなくって駐車場の方も力を入れておられるんでしょうかね。仮の駐車場の確保とか、駐車場の設置及び運営とか。だから駐輪場はちょっと影が薄いように思うんですが、どうなっているんでしょう。

○議長（田中）先ほどの駐輪場の件に関しては監理課長の方から先に申し入れがありましたので、監理課長。

○監理課長（木原）すいません。さっきの再答弁の中で、歳入と歳出の関係を違えて答弁申し上げたので、ここで訂正をさせていただきます。歳出の方には予算計上をしておりますけれども、歳入の方には予算計上していないという方が正しいのでございます。

○議長（田中）建設部長。

○建設部長（池の本）監理課において職員の指導をどのようにしておるかというようなお尋ねでございますが、建設部全般におきまして、一応マニュアルをつくっております、このマニュアルに従って、受け付けをして対応するというような形で、その徹底をしておるわけでございます。この中身でございますが、ご指摘のように住民の方々にとってはうまく説明ができなかったり、あるいは手続等がどうもうまくできなかったりというようなことがあるのではないかと。そういうことでこちら側としては、できるだけ聞く側の立場に立ってお話をお伺いすると。それから、文書主義に従って、文書でそれを記録すること。それから、受け付けた職員は自分の担当であろうとなかろうとその受け付けた職員が、次の担当者に引き継ぐまで、責任を持って、文書をもって引き継ぐんだというようなことを徹底してですね、マニュアルをつくっております。さらに本年度から

は、内部にそうした受付事務。あるいは職員の活力をどのようにしたらお互いに出せるのだろうかというような内部の検討組織も立ち上げて、現在スタートしているところでございます。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）訓示については、これは恒例で年2回はやっておりますけれども、その他については特段、月々そういうものをやるということはやっておりませんけれども、私も長年、窓口業務をやってきた関係から、今の幹部会議等では、やはりに町民に対しての接遇、あいさつこのようなことは徹底をさすようにと、自分自身が窓口を長年勤めてみて、やはり役場へ来るのは我々は毎日のことでございますので、あまり気にもならず出たり入ったりしますけれども、やはりお客さんというのは緊張して入って来られるんだよと。そういうことも踏まえて、よくこちらからあいさつをしなさい、声をかけなさい、というようなことは徹底するということとは、これまでもずっと言ってきたところでございます。そういう指導はいたしております。

○議長（田中）福祉課長。

○福祉課長（因幡）虐待の取り組み、またふえているかということですが、件数につきましては、去年、ことし、大体5件ぐらいを掌握しとるんですが、あまり変わっておりません。相談件数ですが、平成10年の4月から子育て支援センターで、電話相談を受けておりますが、明確に虐待に結びつく相談件数がふえているという状況には、まだ至っておりません。

それから、町の少子化の原因ということで、対応をどのように考えるかということですが、まず、以前にも何度がお話しさせていただいたことがあると思うんですが、平成7年から平成11年まで、出生率は幸いなことに約10名ずつぐらいふえておりました。ちなみに平成7年度が402名、それから平成11年度が444名の出生です。それと12年度ですが、12月までのデータを見ますと、どうも430人ぐらいになるんじゃないかということで、これが一時的なものか、これからまた少しずつ減るんかということとは、もう少し様子を見てみなきゃわからないんですが、一応いずれにしても国全体から見ますと、少子化の傾向にあるということは間違いないわけでございますので、町としては、やはり国レベルの希望ですね。母親の希望なんかに、やっぱり4番目に保育所の充実ということを挙げておられますので、本町としましてもですね、そういう面で充実を図っているところでありますし、また子育てに夢を持てるという意味で、保健

センター、子育て支援センターの充実を図ってですね、相談体制なんかも充実をして、1人でも2人でも子供さんを産もうという気持ちになっていただけるよう努力したいと思っております。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）重油漏えい事故につきまして、町長はなぜ即座に行けなかったのかというご質問でございます。先ほど申し上げたように、当日行っていないことは申し上げます。この報告を受けますと同時に指示といたしましては、やはりまず原因の究明、そして、下流への流出を吸油マットによって早く防止すること、また周囲の井戸水を使用される方がありやしないかと、あるとすれば、その水の検査を早急に行いながら、原因を早く突きとめなさいとこういう指示をいたしたわけでございますが、私自身が即座に、ということはやっておりますけど、翌日助役の方に現地を確認をしてくれるようにと、そしてその報告を受けておったわけでございます。そういう中で、私もいろいろと所用が重なっておりましたのではつきり覚えませんが、週末か翌週になりましたか、行ったようなことでございました。ただし、その指示については適正に指示を行い、また翌日助役に現地を見させて、その後の状況を報告を受けたという状況でございます。

○議長（田中）所長。

○環境センター所長（西本）町長が現場確認に来られたのは、日誌の上ではいつかというふうなご質問でございますけれども、当時13日が月曜日でございましたけれども、あの週は事故が発生いたしまして、大変多忙をきわめておりました。日誌の記録も少し落ちついてからというふうな対応をいたしましたので、最初の部分はある程度記憶をもとにと、記録した経緯がございます。その中で、日誌に記録いたしましたのは、内部での対応、外部との協議、対策会議と、そういった対応策について記録しておりましたけれども、だれが何日に視察に来られた、現場確認に来たというふうな記録はしておりませんが、今町長の方から答弁申し上げましたように、たしか週末か翌週あたりであったと思います。以上です。

○議長（田中）監理課長。

○監理課長（木原）それでは駐輪場の問題につきまして、ご答弁申し上げます。まず最初になぜJR用地の使用料を当初予算において計上しなかったのかということでございますけれども、当初予算を編成する段階でまだ協議中でありまして、私の方としまして、一応口頭ではお支払いする意志がありますよということはいただいております。

れども、確固たる保証がないということで、当初予算に間に合わなかったので計上しておりません。その後の話し合いにおいて、確認をいたしましたところ、次の総会でそういう趣旨の使用料等について計上するということを確認をとりましたので、今現在そういうご答弁を申し上げて、もしそれが計上されることになれば、当然補正予算なりで計上をしていきたいというふうに思っております。

それと自転車駐輪場につきまして、自転車等駐車場という表現を使っておりますけれども、これはあくまでも自転車だけではなく、原動付自転車、あるいは自動二輪等も予測されるということで、そういう表現を使わせていただいております。以上です。

○議長（田中） 7 番、河野さん。

○ 7 番（河野） 7 番河野です。2 点お聞きします

まず最初に、IT 戦略のその後と。私は 12 月の議会のときにもこの IT について質問しました。それから以降のことについて、いろいろお聞きしたいわけでございます。先日電子機器メーカーが考えておるところの行政サービスのモデルの調査研修をいたしました。ご存じのように電子機器というのは非常に発展がすばらしいわけございまして、18 カ月を一昔とするぐらいの変化をしておる。それもいわゆる一昔、二昔前はもうその二乗倍というような猛烈な勢いで情報の発展があるというわけございまして、10 年一昔というような悠長な考えでは、とてもじゃない、電子機器の社会では追いついていけないわけです。それぐらい進歩しておるんですが、しかし、行政も含めて日本のシステムは欧米はもとより、アジアにおいても、はるかにおくれておる。これは日本の国内ではみんながそうですから、気がつかないわけございしますが、外の人からいわゆる外国から日本を見た場合については、大変なことになっておるわけなんです。原因は、電話線にあると思います。通信は電話線でのみ考え、またそうしなければならぬ国の施策が根強かったわけございしますが、最近になってやっとそれに気づいて、おくれを取り戻す決意をして、政府では「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」というのを 1 月 6 日から施行しております。私は 12 月の議会でも言いましたが、そういった機器を配置すれば、IT 革命は終わりだというそういう発想は適当でないと思います。行政がしなければならないことは、方法はいろいろあると思いますが、私は情報のインフラを行うことと思うております。平成 11 年度の集計では下水道管を利用した光ファイバーケーブルは、既に 820 キロメートルになつとるというようなデータも出ております。12 年度はさらにふえておるとは当然考えられるわけございま

す。この方法は、交通事故とか、火災・地震等に非常に強いわけだと、そういう非常に強みがあるわけでございます。費用等の問題についてはいろいろ研究する必要があると思いますが、電話線に依存する考え方は方向を早期に転換すべきだと、私はそう思います。町長のお考えを聞きます。

2点目、防災無線の運用についてお聞きしますが、先般「防災無線の町内放送で個人の情報として、告別式の放送をするということは公共施設の乱用ではないか」というような町民の方がおられます。また、「告別式という文言については特定の宗教用語であって、適当ではないのではないか」ということも言っております。この点について、町長の見解を聞きます。以上。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）河野議員のご質問の1点目でございます、IT戦略のその後についてということでございますが、下水管を利用した光ファイバーケーブルのインフラ整備についてでございます。光ファイバーの布設は、今後河野議員の言われたとおり、光ファイバーが主流で整備されていくと思います。本町では、現在町内の学校を初めとする全施設が、光ファイバーによりネットワークされております。光ファイバー網の整備につきましては、民間事業者が主体的に実施すべきものであり、町が費用を負担して新たに下水管を利用した整備をすることは考えておりませんが、民間事業者が下水管に布設したいとの申し出があった場合には、可能かどうかを判断し対応してまいりたいとこのように思っております。

2点目の防災無線の運用についてのご質問でございますが、告別式の放送は個人の情報とはなりますが、告別式には故人やその親族にかかわりのある方、地域関係者など多くの方々が参集されるため、故人の情報とともに地域の情報と考え、放送を行っております。音声応答システムによる電話の問い合わせにつきましても、告別式についての案内が一番多く、町民の皆さんが必要とする情報と考えております。今後とも告別式の放送を続けてまいりたいと思いますが、告別式に関係のない方からの意見として、必要でない情報を聞きたくない、町内放送がうるさいなど苦情も出されていますので、音声応答システムの住民への周知を図るとともに海田町ホームページへの掲載を検討し、移行を進めてまいりたいと考えております。告別式の文言につきましては、物の本によりますと「故人の霊に対し、縁故・知人が別れをする儀式」と記載されており、特定の宗教用語ではないと、このように理解をいたしておるわけでございます。以上でございます。

す。

○議長（田中）河野さん。

○7番（河野）再質問させていただきます。光ケーブルについて、町長はある程度前向きな意見のように受け取れましたけれども、民間がやればやらしたっていいかなということのように受け取れましたけれども、事は非常に急を要するということでございまして、先ほど言いましたように、情報についての考え方というのが日本は非常におくれているということで、政府も一生懸命慌てたわけですが、やはり我々近辺においても同じような状況が起きております。私、下水を非常に言うのはこのことばかり考えておる、研究しておる機関があるわけなんですね。現在のところは、難しいところもあるけれども、将来的には必ずこれは克服しますというような断言をしておる財団法人もございまして。そういうところからやはり受け皿である行政の方で、そういう受ける気構えというもんが必要ではないかと私は思うわけです。気がついたときにはもうどうにもならんようになったというようなことでは、事にならないと思います。それから、やはり現在、光ケーブルというのも確かに活用してありますけれども、これはやはり、電柱を利用した、いわゆる架空線の構築なんですね。これは町内の美化の問題にも関係もしますが、先ほど言いましたように、交通事故で電柱が折れたら、そこから先何も情報が行かんかったというようなことも起こり得るわけで、それを克服するのは下水道じゃないかということを私は言いよるわけ。そこら辺を考えてもっと光ケーブルに対する考え方を認識してもらいたい。

それとやはり下水道の方も、今から現在計画しておるところの60何パーセントがその区域になったとかいう話を聞きますけれども、まだ残っておるところについても、早急にこれらの対応ができるような下水道の管路の布設というようなことができるかどうか、これは下水道もあわせてもう1回お聞きします。以上。

○議長（田中）下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）下水道内光ケーブルの安全性とか、そういうのはおっしゃるとおりでございます。それで下水道光ファイバーの距離も820キロと、こういうこともおっしゃるとおりでございます。この820キロの主なものは、東京都が470キロ、川崎市が幾分あるというような大都市の中で、下水道終末処理場、それらのポンプ場、それらと本庁との結び、こういうものが主体となっております。それと今の下水道の管の中で今できるのは200ミリ以上の下水道で、これも下水の管によりますんですが、

コンクリート製とかそういう形の中では、つり下げる可能性、ロボットでつなぐ方法もあるんですが、海田町の下水道につきましては、終末処理場はございません。それも県の流域下水道の本管の中へ流し込むという形の中で、200ミリの主体の管でございまして、それもエンビでございしますので、その中につなぐ方法はないということでございます。

それから、それじゃ垂れ流し、引き流し工法か。下へ転がしておけばいいじゃないかということもあるんですが、管の成層の中で光ファイバーが非常に痛みやすいということで、業者との話の中も、今の海田町の中では無理ではないか。それから、もう1点本管から、それから家庭内に引き込むこの間につきましては、その方法はいまだ開発されてないと、これからの課題であるとそういう形の中で今、当面これからの何年かの間、そういう技術的なものもあると。それから、この工法をやっていきますと非常に高価という形の中と、それから利用制とそういう形の中で、今のところ下水道の中へ入れていく方法、それから今申しましたような費用の問題、そういうことで、今のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（田中）河野さん。

○7番（河野）上下水道部長の言われることはようわかるんです。現在のところは200パイというのは、それもわかっております。しかしながら、一般家庭への引き込みの管路はおよそ50パイというように思っておるんですが、現在研究しておるのは50パイを使って、いわゆる先ほど言われたような流し配線ですらやってできる工法を今は発表できないけども、大体技術的に完成しとるというように、この財団法人の方から聞いとるわけなんです、そういうこともございまして、できないからだめよ言うてあきらめるんでなしに、今から起こり得る情報のボリュームがどんななるか、どれだけふえるかということとは全く想像できません。けれども、ふえることは間違いないということは、現在の電話線を使っておったんでは到底だめだということはわかっておるわけですから、そこら辺をもっと研究する勇気をひとつ持ってもらいたいと思います。要望で終わります。

○議長（田中）1番、桑原さん。

○1番（桑原）1番、桑原でございます。本会議で3点ばかり質問させていただきます。

質問1、海田町におけるIT対応について。ITの研修に関連して質問させていただきます。先ほど堀間議員、今は河野議員の方から質問がございましたので、一部触れるかと思いますが、簡単明瞭にご回答をお願いいたします。（1）海田町における



電子行政推進計画はどのようになっていますか。（２）先ほどの河野議員とも関連すると思いますけれども、ＩＴ対応を推進するため民間企業との共同布設・共同管理等の一体事業を行うことについてどのように考えているか。これは主としてコストダウンとか、経済性の点が主になろうかと思いますが、その辺を中心に、しかも広域行政上いろんなところからこういう必要性に迫られるかと思いますが、その点を主としてお答え願います。それから、（３）パソコンやインターネット等、情報機器を自由に操れるかどうかにより、利用者の経済的格差を生ずるいわゆるデジタルデバイドについて、電子行政推進上どのように対応していくのか。

質問の大きな２番。海田市駅南口土地区画整理事業について。（１）同土地区画整理事業の事業決定に対する反対意見書について、町長はどのように受けとめておられますか。（２）総事業費９１億円の８４％を占める町負担額について、今後の町財政運営上、その資金計画・資金繰り等について問題はないか。（３）過去の数多くの事例からみて、当該事業の当初予算額及び事業期間の大幅な増大及び延伸は必定と考えられます。これに伴う資金計画や資金確保について、どのように対処されるつもりですか。（４）ＪＲ立体交差事業に係るその後の進捗状況はどのようになっていますか。また、ＪＲ立体交差事業と、海田市駅南口土地区画整理事業との「一体性」について、その真意について再度伺うものでございます。

大きな３。介護保険制度についてでございます。（１）海田町における自宅介護、及び級別等、被介護者に対する物的・人的施設、広域行政施設を含みますけれども、そういう施設の需給状況、及び級別充足率はどのようになっていますか。（２）海田町における介護サービス、いわゆる法定サービス、上乗せサービス、横出しサービス別の実施状況はどのようになっていますか。（３）今後の介護保険制度運営上の課題及び改善すべき点は何とっておられますか。以上です。よろしくお願いします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）桑原議員のご質問は３点でございますが、第１点目の海田町におけるＩＴ対応についてのご質問にお答えいたします。

第１点目の電子行政推進計画はどのようになっているのかというご質問でございますが、電子行政の推進は２００３年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、地方公共団体においても、計画的に推進することが要請されております。

しかしながら、ＩＴや技術進歩が急速で、かつ内容も高度であることから情報化施策

の推進には、他の分野にも増して、国の技術的、人的、財政的支援が必要になると考えております。海田町の情報化施策は、第3次総合基本計画に盛り込んでいるところでございますが、これは、自治省の示す行動計画を踏まえ、国と歩調を合わせて推進するよう考えたものでございます。

続きまして、民間企業との一体事業を行うことについてでございますが、このような事業として計画しているものとして光ファイバーの布設がでございます。情報通信網の整備は河野議員にもお答えをしたとおり、民間事業者が主体的に実施すべきもので、町が独自に下水管に布設する考えはございませんが、民間事業者が下水管に布設したいとの申し出があったときには、積極的に対応してまいりたいと思っております。続きまして、情報分野の技術格差という、いわゆるデジタルデバイドについてでございますが、すべての住民がITの恩恵を等しく享受できるよう情報格差の是正に対する取り組みが必要であると思っております。この取り組みの1つとして、パソコンを使ったインターネットの利用方法を習得する「初級IT講習会」を両公民館で、「中級IT講習会」をひまわりプラザで開催する予定にいたしております。

2点目の海田市駅南口土地区画整理事業についてのご質問にお答えいたします。意見書に対する受けとめでございますが、事業の重大さを真摯に受けとめるとともに、事業を円滑に進めるため、地権者の皆様に安心してご協力いただけるよう最大限の努力をしてまいりたいと、このように考えております。第2点目の、町負担額が多いことについてでございますが、昨日ご議決をいただいた県道の振替えによる県負担金の増額や、中心市街地活性化基本計画に基づく国庫補助制度の導入により、町負担額の軽減を図ることとしております。また、公共施設整備基金の取り崩しや他事業との調整等、財政の効率的運用により、町財政運営に支障を来さないよう進めていけると判断いたしております。第3点目の事業期間の延伸及び事業費の増大に伴う財源見通しについてでございますが、地権者の方々にご心配をおかけしないよう、他事業に優先して財源を配分してまいりたいと考えております。第4点目の連続立体交差事業でございますが、行政報告でご報告いたしましたように、JR西日本との協議にいましばらく時間を要する状況のようでございますが、平成13年度から用地買収を行う予定で進められているようでございます。次に、区画整理事業との一体性ということでございますが、連続立体交差事業により、駅周辺の都市基盤の整備や土地の高度利用等が可能となることにより、駅を中心とした地域中心核の形成が促進されることから、これに対応したまちづくりを同時期

に進めていくことが、必須条件とされているものでございます。

続きまして、介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の自宅介護、要介護度別被介護者に対する物的・人的施設の需給状況及び要介護度別充足についてでございますが、平成12年11月末現在の要介護認定者は、476人で、そのうち在宅サービス利用者は240人、施設介護サービス利用者は134人となっております。認定者のうち、サービスを利用している方の割合は、約78.6%になっています。認定者のうち、要介護度別の介護サービスの利用状況でございますが、要支援が65.9%、要介護1が72.7%、要介護2が76.5%、要介護3が98.5%、要介護4が89.8%、要介護5が77.9%となっております。

このうち特別養護老人ホームの入所者の状況は、11施設に71名で、介護保険が始まった昨年4月1日の段階で、旧措置制度により入所しておられた方々が、3施設で6名でございます。また、住民の入所が多い町内及び坂町の特別養護老人ホームへの入所者は55名であり、待機者111名のうち21名が町民でございます。この待機者数には両施設にまたがって入所待ちをしている方もおられ、実数はもっと下がるものと思われれます。介護認定を受けてもサービスを利用していない方々の理由は、病気で入院中、まさかのために事前に認定を受けておく、困ったときすぐショートステイを利用したい、などによるものが主なものでございます。

次に、在宅サービスの需要に対する供給量の見込みはサービス事業者が海田町や周辺自治体に進出していることもあり、現在のところ十分な供給量を見込んでおります。また、施設サービスの供給量についてでございますが、寝たきりの状態で在宅では看護できない方は、介護療養型医療施設や介護老人保健施設へ入所しておられます。また、特別養護老人ホームの待機者は「将来のための事前申し込み」の傾向もあることなどから、特別養護老人ホームは、ほぼ充足しているものと考えております。在宅で入所待ちをされている町民に対しましては、在宅介護支援センターの職員を訪問させ、介護サービスや在宅サービスの利用についての相談や指導を行い、家族介護の負担軽減と自立支援を図ってまいりたいと考えております。

ご質問2点目の法定、上乗せ、横出し別の介護サービスの実施状況についてでございますが、法律で定められた保険給付以外の給付を独自で実施しますと、その経緯はすべて第1号被保険者の保険料に転嫁されることを配慮して、本町では、介護サービスの上乗せや横出しは実施しておりません。

ご質問３点目の今後の介護保険制度上・運営上の課題及び改善すべき点でございますが、現在のところ、特段の問題も起こらず、スムーズに運営しております。当面は、介護サービスを必要としながら利用していない方々に対して、在宅介護支援センターや保健センターとの連携を図りながら支援していくと同時に、現在、介護予防の視点から、町民の健康寿命を延ばしていくための事業の仕組みを考えているところでございます。また、今後は提供されるサービスの質を向上させることが重要な課題であると考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）桑原さん。

○１番（桑原）再質問させていただきます。

I T対応についてですけれども、（３）のデジタルデバイドのことです。

先ほど河野議員のほうから１８カ月一昔というような話もありました。確かに初等研修とか中等研修とか、おやりになっているんですけれども、それをやってもさらにおっつかないんですよね、スピードが早くて。そういう人のために、ある人は有利ですわね、いろいろなI Tを住民票でもさっさっさ取れるというようなこと。そういうことを念頭に置いて申し上げたんであって、その差があるのは、それを解消するにはどうしたらいいんだろうかということなんです。要するに、研修をやってレベルを上げるとか何とかというのは当然のことなんであって、それでも私のように今の若い人についていけないほど、どんどん企業サイドのほうもスピードを上げていっているわけですから、技術が進歩しているわけですから、逆立ちしてもおっつかないと思うんです。どうしても格差ができてくる。それに対してどう考えておられるかということなんです。それについてお答え願いたいのと、それをカバーする意味で、この前の研修で世帯共同使用の情報端末設備を自治体で使っているという話を聞いたんですけど、それらの導入についてはどう考えておられるかということ。その２点をお願いしたいと思います。

それから、大きな２番目の海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、これは町長の行政報告でもありましたけど、知事あての意見書と町長あての意見書を持参いたしました。当然、目を通していただいたと思ってこういう質問を申し上げたんですけれども、まず第１番に、そういう反対意見を述べている人、どういう理由で反対しているかということについて気がつかれたことがありましたら申し述べていただきたいと思います。それが１つと、それから、この前の１２月の定例議会で、高度利用者、４つのビルがあるわけですけど、それが建物移転補償費で７１億のうち２５億。それから、

物流企業とか金融、広総とかユアーズとか千葉倉庫がございますけれども、それらが並んでいる。それに対して２５億。あとの２１億という補償費の構成になっているわけです。そのような回答を受けたんですけど、２１億の補償額、個々については全くわからないわけです。果たしてどうなっているのかということ。皆目見当がつかないんですけども、この事業はもうやっておられることから判断できると思うんですけども、強行規定なんですよ、区画整理法は。だから、めちゃくちゃやるといって手続を進められれば幾らでもできるようになっているんです。ただ、住民のコンセンサスがないとだめなんです。先に行って立ち往生するようになるよということなんです。それで各自治体は何回も何回も説明会を開いて、懇談会を開いてやってきているわけです。それが４年近くの間、全くの話し合いもなさないということで来たわけですから、結論はそこへ来ているわけです。あとは補償の問題というようなことでみんな心配しているわけです。２１億で本当にそうなのか。それと、高齢者が多いわけです。高齢者が多くて、住民にとっては仮住まいの住宅が必要なんです。それがどのぐらい住むようになるのか。場所の環境はどうなのかとか家財管理はどうしてくれるんだというようなことは一切わからないわけです。やってみないとわからないじゃ困るんですよ、これ。

そういうような先行きが全く不安材料ばかりで、どんどん進められても、やったはいけど、期間は延長、予算はかかるというようなことになった場合に、海田町にとっても、そこに該当した住民にとっても全く不幸なことですよ。それ、十分検討していかないと、とてもじゃないけど、うまくいかないよ、物笑いになるだけだよということを申し上げているわけです。

それと、高度利用者２５億で本当に足りるのかねということです。私は、あそこの地域の人と一緒にちょっと聞いて歩いたんです。大体どのぐらいを思っているのかということ。とてもじゃないけど２５億で足りるようなことを言っていない。町長はそういうところへ行って大体どのぐらいを見ているんだということをなさった上で２５億ということをおっしゃっているのかどうかね。その各企業について。行けるところは私は行って聞いたんですが、大体のことは。それ、言わない人もいましたよ。役場の人にちょっとあれだからと言わない人もいました。でも、言った人もいるわけ。だから、そういうペーパーだけで、だれが積算なさったか知りません。２５億で本当にできるのか。そうしたら、あと一般個人２１億で本当にできるんですかと。それ、試算、わからんすわな。やってみないとわからんでは、あと何年も仮設住宅に住まされるようになるか

ら困るというわけでこういう質問をしているわけです。

それは、今までの例で、私も研修に行かせてもらっているところから聞きました。予算は倍ぐらいにはね上がるし、当初やっていた、12年だったのが20年超えて、建設省のほうから、今年、ちょうど13年度で打ち切りだと言われたところもありますし、みな延びて金もかかっているんです。いや、それがいいとは言いませんけど、そういう実例になっているわけです。だから、そういうのは、そうなった場合どう見ているんですかと。我々、窪町に住む人間はどうしようもない、逃げるところがないんですから。買収法とか、それと全く同じように考えている人がいるんですよ。土地区画整理法によって運用される今回の事業と、売って逃げればいいのか、そういうようにほかの開発ゾーン的なことの事業と同じように錯覚して思っているんで、何ていうことはない、どうして反対するんだという人もいます、それ。だけど、話を聞いてわかれば、みな納得してくれます、これ。そういうことで、2番、3番のことについて、町長、どのようにお考えなのか。もう一度よろしくお願ひしたいと思います。

それから、(4)番目のJRの一体化事業にかかわるその後の進捗状況というのは、私たちが府中へ行っていろいろな人と話しました。新聞にも出ていましたように、事業決定が今年度内は無理だというようなことを言っていました。それで6月ごろになるんじゃないかというようなことを言っているわけです。一体性というのは、府中ができないなら海田だって無理でしょう。それをなぜ急ぐのかということです。

きのう最後に質問申し上げたように、定例報告でも話がありました。現に測量をやっているというんでしょう。あれ、違法ですよ。準備も何もないですよ、準備すること自体違法ですよ。事業決定の費用を基準にしてやるべきことを、今さら何もないのに、しかも、施行条例も今から打ち合わせするのに中身のことをやっているんだからけしからんと言っているわけですよ。弁護士と相談して訴訟を起こすかと言っているんですよ。いや、本当に。それを変哲もなく、きのうの町長の行政報告、定例報告で「やっています」と言っておられるでしょう。「了解を得てやっています」。了解があろうとなかろうが、今から議員で施行条例を施行して、通るか通らないのかわからないのに、その中のことをやっているんですもん。そんなばかなことはないでしょう。そう思われませんか。重要なことですよ、これ、本当に。それでいて、不安がないようにとか納得してもらおうようにって、どんどんそんなことをやって、そんな法的根拠がないことをやって、何で納得してもらおうとか協力してもらおうと言われるのかわからないです。海田の町役

場がおかしいんじゃないかと人から言われますよね、これ。議員に対して侮辱だな、これ、本当に。今から法的根拠を審議してもらって、それから出る話なのに、先に審議日程にのせておいてやっているわけですから、おかしいでしょう、それ。きのう建設部長が準備だから何とかかんとか言って、準備も何もないですよ。準備すること自体がおかしいんじゃない。法的な根拠がまだ通っていないんだから。

それと、もし、これ、何年かたって、J Rの立体交差事業の方が早くできるかどうか、うまくぴったり合うことはないと思うんです。どっちが先に行くかどうかといったって、今のドーナツ現象というんですか、海田市駅前のドーナツ現象とか、南北の一体性が損なわれて南北の通路ができなかったりすると、こんなに何百億というような金を出してやった結果が、経済効率が随分下がってくるわけですよ。その辺はどう考えておられるのかと言いたいんです。そういうことで、その辺をどう考えておられるのか。一体性の真意についてはそういうことを言っているわけです。

なおかつ、今回の区画整理事業が76億、海田町が負担します、84%。それから、立体化が69億ですかね。立体的にやるのが69億。その道路が8億。その他関連事業が15億ぐらいですかね。そんなのが10年間にやるとしたら200億近いものがあるって、毎年、毎年20億近いものがそっちの方に向けられるということになりますと、今の教育問題とか介護の問題とか、いろいろほかの財政需要がふえるのに、これ、どうしてやるんでしょうかということですよ。交付金はどうの、ふえたから、道路がどうだというような話ではないと思うんですよ、もう。これ、大変ことですよ。窪町の問題だけじゃないんですよ。町民に都市計画税とか固定資産税の増額をやらないと破産してしまうんじゃないですか。この前、私のところのアパートの人に言ったら、それを、税金ふえたら、私、ここから逃げますと言ったもの。そういうようになるんですよ。だから、その辺までよく考えておられるのかどうか。もう4年間、あそこに住んでいろいろ悩ましいことも心配なこともあって、住民も辟易しているわけです。中止勧告ができたときにはみんな喜んだんですよ、本当に。これでもう安心してと思ったんです。それが逆に継続ということになりましたからね。だから、その辺どうなんですか。J Rの交差が大体めどがついて、それからでも遅くないんじゃないかといったら、何か補助金をもらう条件が、この事業とJ R立体交差事業をセットにしないとだめだと、そういう条件がついているということだったんですけどね。だけど、10年先で、今でさえ事業決定がどんどん開いてきているというわけ。うまくセットされて経済効果が出るように一体性が

できるのかどうかというのは疑問ですもんね。そういうような長期的なことを考えておられるのに4番はどうなんでしょうということの意味の一体性です。

それから、大きな3番の介護保険制度ですけど、これは担当課長のほうからどういう意味かというのを聞かれました。この意味は、今、町長の方から数字的な回答、一番最新のものでおっしゃっていただいたんであれなんですけど、2月号のこれに、要支援認定者数、それから、住宅介護需給者数、それから、施設介護サービス需給者数、出ているわけです。それで、ここに物的・人的施設の需給状況というのは、それで、級別充足率と書いたのは、これを見ますと、要支援認定者数と住宅介護需給者数を加えますと364になっているわけです。それで、施設介護の数が132ですね。その差が103あるわけです。需給者に対して施設に入っている人が103名出ている、これでいきますと。そうすると、それだけ施設が足りないじゃないかということなんです。それで、今、町長のご説明では、経過措置の5年間はしょうがないなという、そのまま移行できるんだということとか、先を見越して、今、必要でないのに申し込みをしているというような人がかなりあるというように聞いたんです。結局、そういうようなことがあって、本当に足りているのか足りていないのかわからないわけですよ。それを級別に見ていかないとね。級別には統計の調査をしていませんとおっしゃったんだけど、需給者もわかっていますからね、級別に。それで、入院している人とか施設に入っている人も、だれが入っているのかもわかるんだから、それ、方程式じゃないけど、差し引きで当然出てくるわけです。そういうことで、今の町長の数字は出されたんだと思うんです。だから、結論的にいって、今、実は私の知っている人が5級なんです。5級で、ある病院へ手術のために入って寝たきり人になったものだから、特別養護老人ホームへ入ろうと思ったら、どこもいっぱい、何名、20名待っています、23名待っていますといてどこもだめなんです。それで、長期療養型みたいな病院へ入っちゃっているわけです。だけど、本当は介護してもらいたいんだから、介護のできる特別養護老人ホームに入りたいんですよね。遠いところに行きますから、いろんな点で、立地条件の関係もあってどうしようもないということがあるわけです。だから、そういうのは果たして、だから、本当に入りたい人じゃなくて、事前に順番かどうかしりませんけれども、いったん関係あるときに入っておいた方がいいと言って入っておられるんなら、その辺は優先的に先にやってもらえないかということは今質問として出したんです。だから、級別にこうやって聞いてみれば、級によってどこが不足してどこが空いているというようなこと。そ



れで、聞くとところによりますと、3級の人でも5級の施設に申請しているとか、そのようなことがあるんで、何が何だかようわからないんで、本当に級別の充足率がどのようになっていますかというのはそういう意味です。だから、何もかもあれして、実質、ネット幾ら足りているのか、足りていないのかという回答が欲しいわけです。

それから、これは教えていただきたいというんですか、例えば、介護で入っていて、要するに介護と医療の接点みたいな話で申しわけないんですけども、介護で寝たきりのようになって入っていますね。入った人が、目が病気になった。総合病院的な全部の科目が入っていればいいんですけど、ないときには、年取っているんだからしょうがないということであまり見てもらえないようなこともあるらしいんです。だから、そういうときにどこから出張診療してもらえるようなことができるのかどうか。介護と医療の接点みたいなことも、今、町長が質的に介護のこともいろいろ補助するように努力するというようなことをおっしゃったんですけども、そういうことがまずありますね。医療とその接点。

それと、もう一つは、今は横出しとか、そういうのは全然やっておられないようなんですけども、これも質の向上の1つだと思っているわけです。将来は、今はそんな問題にならないからといって波風が立たないというんですけども、質的に向上させるということになればそういうようなこともいろいろ考えておやりになる気持ちがあるのかどうか。いろいろ申しましたけれども。

○議長（田中）この際、暫時休憩をいたします。2時20分。

~~~~~○~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（山本）再質問のうち、IT関係、デジタルデバイドにつきましてお答えいたします。

ご質問のとおり、IT技術の革新は急速に進んでおります。そうした中で、町といたしましては、こうしたIT技術の習得について両公民館等で基礎的な研修を実施するという予定にしております。そうした機会の提供、技術を習得する機会の提供を積極的に行っていきたいというふうに思っております。ただ、その提供する機会をとらえて利

用していただけるかどうか、この辺につきましては、それぞれ住民の方々の価値観等もございます。中には、インターネット等は頭からしないという方もいらっしゃいますでしょうし、あるいは、我々も含めて、高齢者になってきますとなかなか習得が困難であるということもあるわけでございまして、そういった点につきましては、それぞれの住民の方々の価値観に任せざるを得ないというのが実態でございます。ただ、講習につきましては、そういった意味合いも考えながら、一般の方々と高齢者を一緒に講習もする予定にしていますが、状況を見ながら、高齢者だけを対象にした基礎的研修、そうした応用は図っていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、インターネットが急速に普及しておりまして、インターネット、インターネットというふうに、あたかもインターネット、あるいはEメールが利用できないと生活ができなくなるような感覚に陥りがちなんでありますが、ただ我々が承知しておかなければならないのは、インターネットを使うことによって現在の生活がより便利になるというのは確かでございます。反対に、インターネットが使えないから今の生活が下がってくる、あるいは生活ができなくなるということは決してないわけでもございまして、そういった点、行政のいろんな施策の中にもインターネットが使えないとその行政が利用できないということになってはいけないわけで、いろんな一つの広報手段にとりましても、広報、あるいは今の電話によるサービス等、いろいろなサービスを両方で充実しながら行政施策を行っていく必要があろうかというふうに思います。

それから、もう1点のご質問の世帯共同使用の端末機器、これにつきましては企画の方からお答えをさせていただきます。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）世帯共同使用の情報端末機の整備ということでございますけれども、この整備につきましては、インターネット、パソコンの普及率が極めて低い地域において検討されている事項ということで、現在の町の整備のメニューの中には加わっておりませんが、研究をしていきたいというふうに考えております。ただ、これは同じことではないかと思うんですが、次世代家庭用情報端末の研究が進んでおります。今現在、兵庫県で民間によります実地検証が行われているという状況でございます。これは音声コマンドで反応する、また、ボイスメールが送れるというようなことで、約500世帯ぐらいに無償配付をして今実証を実験中であるというようなことでございます。こうした民間によりまして、いわゆる高齢者等、機械にはあまり詳しくない方々に、だれでも

使いやすく高機能な次世代に向けての家庭機器が開発途中でございますので、そういう状況を見据えてまた検討の課題の中へ加えていきたいというふうに考えております。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）海田市駅南口土地区画整理事業についての意見書の内容を町長は見ておるであろうと、こういうことでございます。そのとおりで、内容を大体申し上げてみますと、海田町の発展のためには必要な事業である。年金生活の身では生活再建のめどが立たない。都市計画税の導入等、町民の負担増につながる。町財政の悪化を招く。反対者が多く、計画どおり事業が進むとは思われない。町のこれまでの進め方が悪い。引っ越しのわずらわしさや仮住居での生活等、経済的・精神的に苦痛である。与党三党の中止勧告を無視して事業を進めることはない。都市計画決定時に一方的に進めた。以上のようにまとめてみますと内容でございますが、すべての地権者の方々が集まり、自由に意見が言える雰囲気づくりの形成を図るため、説明会や意見書で出された仮住居等の町の考え方の説明会の開催による事業に対する不安の解消や地権者の方々に直接影響を及ぼすこととなる審議会委員の選挙や権利の申告等についての説明会の開催、あるいは、今後は地権者の方々個々との対応が中心となることから、個別に事業に対するご希望や将来の生活設計に対するお考えを聞いてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（田中）区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（永海）再質問のまず移転補償費の関係でございますけれども、いわゆる堅い建物につきましては、鉄筋コンクリートづくり等の堅い建物、あるいは多額の補償費を要するものにつきましては、建物の予備調査の資料数字に基づいて建物補償費を算定いたしておりますが、その他のものにつきましては、現段階では、建物に立ち入っての調査ができないため、専門家が外観で判断をいたしておる数字でございます。実際には、説明会でもご説明させていただきましたように、移転の1年前に建物に立ち入らせていただいて調査をさせていただき、移転費用を権利者の方にお示しをさせていただくということになろうかと思えます。ですから、その移転補償費について必要な費用は当然町が補償していくということでございます。

それから、次に一筆測量の話でございますけれども、まず一筆測量につきましては、事業の施行のための準備に必要な測量ということで、法的には一筆測量という名前は出てまいりませんが、土地区画整理法の第72条第1項に、測量及び調査のための

土地の立ち入り等ということで、土地区画整理事業の施行の準備または施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、云々かんぬんという文言がありまして、ある程度そういう事業の施行の準備、施行のための測量等を法が予測をしておるところでございます。これに基づきまして、建設省のほうでは、土地区画整理事業の測量作業規程というものを定めておりまして、その調査測量の中の1つとして一筆測量が位置づけられており、一筆測量につきましては、国が定めております国庫補助金の取扱要領によりそういう事業準備の測量として国庫補助金を受けて測量ができるということになっております。それから、施行条例との関係でございますけれども、今回、ご提案させていただいております基準地積の決定方法は、地権者の方々にとって実測でやることが一番公平な方法であること、それから、もう1つは、これまで地権者の方とお話をさせていただく中で、やはり実測でやったほうが公平感が保てるというふうなご意向をおくみしてご提案をさせていただいているものですから、議会の方々にも当然そういう趣旨はご理解をいただけるものという前提でそういう準備に、測量を行っておりますし、実際に、実測をもって基準地積とする他地区では、当然に施行条例が決まる以前から実際には境界が確定するまでに時間がかかるということで、施行条例が議会で議決を得なくても、その準備段階としてその以前からそういう測量を行っておられます。

それから、次に、連続立体交差事業との時期の関係でございますけれども、国の方が連続立体交差事業の条件としておりますのは、まちづくりのために鉄道が支障になるのだから連続立体交差事業をしましょうということですから、国のほうは、むしろ鉄道を上げるよりも、駅周辺の面整備の事業が先に進むことが連続立体交差事業をやる上での事業採択の一つの基準であるというふうなお考えでございます。ただ、広島市東部地区連続立体交差事業の場合は、面整備が実際に着工されていないために、その時期の着工については連続立体交差事業と同時期ということで国の指導があるものでございます。以上でございます。

○議長（田中）企画部長。

○企画部長（中野）財源の問題でございますが、その前に、本町がなぜこの土地区画整理が重点施策かということを再確認をしておきたいと思います。

1つは、広域的な事業であるということ、それから、市街地の一体的形成を図るのを極めて短い期間で進めていきたいということと、先ほど桑原議員さんからもお話がありましたように、土地区画整理事業というのは、公園用地の買収等と違いまして、いわゆ

る地域を一体的に整備するということで、事業の手法としては、換地、建物の移転、建物の建てかえということで、生活再建にかなり期間を要する、そういうことを少しでも生活再建上の措置を講じるために予算を短期間で重点配分せにやいかんというのが町の基本方針でありますので、その点はまず十分ご理解していただきたいというふうに考えております。

具体的な財政推計に基づく財源がどうであるかというふうなことでございますが、現在のところ、財政推計につきましては、連続立体交差事業につきましては13年度から27年度ぐらいの期間、それから、土地区画整理事業につきましては13年度から21年度の事業期間ということで、今、財政推計を出しておりますが、確かに一般財源部分の占める割合というのはかなりこの事業の方に持ち出していくということになろうかと思えます。しかしながら、先ほど申しました予算の重点事業であるための予算の重点配分という考えに基づきまして、どうにかこの財源の確保を図っていきたいというふうに考えております。区画整理事業も、例年同じ事業費ということにはなりません。やはり3年目とか4年目にはかなり重点的に予算を配分せにやいかんというふうな時期がやってきます。そのためにも、今の財政調整基金、公共施設整備等の基金を上手に使って、どうにかこの予算、財源を確保してまいりたいというふうに考えております。都市計画税につきましては、先般もご質問いただきましたけど、今のような経済情勢の中で住民の負担を増加するということはなかなか政治的判断としても難しいというふうな答弁を前回の町長もしておりますが、なるべくならそういう住民負担を増さないでどうにか財政運営のやりくりをやっていきたいというふうに考えております。

都市計画税につきましては、現在の試算では4億6,000万ぐらいはどうか確保できるんじゃないかというふうな試算もできております。また、取る時期によっては5億円程度まで財源がふえるというふうなことも考えられますけど、当面はどうか財政運営のやりくりの中で上手にやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（田中）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）3点目の介護保険問題につきまして、3点ほどご質問いただいておりますので、ご答弁申し上げます。

その前に、議員さんの方が『広報かいた』で介護保険事業計画についておっしゃられました103名の未利用者がおる。これは確認しておきたいんですけども、103名

はすべて特別養護老人ホームへの入所待ちではございません。あくまでも認定を受けながらサービスをご利用なさっていないという方でございますので、そこはまずご理解いただきたいと思います。

まず1点目の特別養護老人ホームが足りているのかどうかという問題でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、11の施設に71名ほど入所しております。このうち3つの施設に66名の方が入所しておりますけれども、これはすべて昨年の4月1日に介護保険が施行された時点で既に入所されておられた方であります。これは特別措置といたしまして、5年間ほど入所の権利が生まれるということで5年間おられる。そのうちに介護認定等をお受けになって、必要があれば引き続き5年を超えたところで継続されるということもあろうかと思えます。そういう状況の中で、現在、待っておられる方でございますけれども、待機者のうち要介護1が8名、要介護2が3名、3が6、4が3、5が1で、計21名となっております。

先ほど旧措置で入所された方は、当然これはそういう経過措置がございますから、要支援がおられたり、介護度の低い方も当然おられるわけでございますけれども、これは経過措置として守られておられますので、これは当然のご本人さんの権利というふうに理解しております。

それと、待機者でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、すぐ必要な方もおられますけれども、大抵の方は将来的な問題としてとりあえずという方が多いというふうに、いわゆる介護支援専門員の方から報告を受けておりますし、施設の方からもそういったお話を聞いております。それで、施設の方の対応といたしましては、デイサービスであるとかショートステイ、そういったものをご利用いただいて待っていただいております。もしその段階でどうしても入所の必要があるというように施設長がご判断なさったときには入所してもらう用意があるというふうに聞いております。

それと、特別養護老人ホームの整備計画でございますけれども、これは平成16年末までの広島老人保健福祉圏域での整備目標値が上がっておりますけれども、海田福祉保健センター管内では8床となっております。海田町には現在のところ予定していないというようなことをお聞きしております。例えば、その8床が海田町につくられたといたしましても、ご承知のとおり、介護保険になりましてから措置制度がなくなりましたものですから、あくまでも施設とご本人さんの契約の中で入所が決まりますものですから、その8床がふえたとしても、すべて海田町の人が入れるということは、これは保証でき

ないという面がございます。したがって、優先的に入所できないかというご質問につきましても、これは町が関与できない部分となっておりますのでご理解賜りたいと思います。

次に、2点目でございますけれども、入所中に医療が必要になった場合どうなんだろうかということでございますけれども、これは、当然、特別養護老人ホームであれば医療機関としての届け出もしてございますので、その診療長であるとか、いわゆる施設長がご判断なさって、これは自分のところで見切れないというようなことがあれば、これは当然応援というんですか、他の医療機関との連携の中で速やかな措置が施されるというふうに考えておりますし、実際、近隣の施設のお話では、外来診療で、いわゆる出張診療を受けて対応しておるといふようなお話も聞いております。

3点目の横出しサービスの件でございますけれども、確かに介護保険法では横出しサービスの1つとしまして、配食サービスであるとか、寝具の洗濯・乾燥のサービス事業ができるようになっております。しかし、先ほどご答弁申し上げましたように、これはすべて第1号被保険者、つまり海田町の保険者の方々の負担をもってやることになります。そうすれば、考えられることは保険料への転嫁という問題が来て、保険料が今よりも上がってくる可能性が十分に考えられます。そういったことを考えるときには、将来的にどうかということでございますが、非常に難しい問題もあるなというふうに考えております。ただ、私どもといたしましては、介護予防を補完するという意味におきまして、いわゆる介護認定を受けておられる方のみならず、65歳以上の全高齢者を対象に、ひとり暮らし、もしくは高齢者世帯を対象といたしました配食サービス事業、あるいは寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業を社会福祉協議会の方に委託・実施しており、これは好評を得ておるところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（田中）桑原さん。

○1番（桑原）再々質問をお願いいたします。

まずITの問題ですけど、おっしゃっていること、再質問のときに申し上げたんですけれども、初等とか中等とか老人向けの研修とかいうんじゃなくて、今、部長がおっしゃったように、我々みたいなものはスピードについていけないんです、幾ら研修を受けたってね。そういう人はどうするんですかって。今おっしゃったように価値観の相違だから、ついていけないやつはしょうがないとおっしゃるのかと思ったんだけど、そこまでおっしゃらないから。おっしゃれないでしょう。だけど、そうしてあきらめないとし

ようがないのかなということです。それに関連して、今、端末の、それでいいことはないのかなという質問につながったわけですけどね。要するに、現実にはスピードについていけませんわな。今の技術革新、18カ月でもう一昔みたいな話じゃね。だから、それはあきらめざるを得ないわけですか。そういう回答でしょう。まあ、いいです。そのように理解しました。端末設備の方はよろしくお願いします。そういうことでね。それをやれば、確かに容易にそのスピードについていなくても、何か簡単にやれば海田町役場の方に住民票を取ったりすることができるような、そういうことを考えてもらうというふうに解釈したわけです。だから、ついていけないようなデジタルデバインドに、そういう人のためにも、格差のある人のためにそういうことを考えてほしいということですから、それはよろしくお願いしますということです。

それから、今、企画部長、駅前整備事務所のほうからの回答があったんですけども、確かに部長のご回答の中で、財源についてはいろいろおっしゃったわけです。おっしゃったんですけども、今、今回の予算もやるようなんですけども、大体80億から90億の予算ですよ。平均して85億。それで、自主財源が大体60%から60%ちょっと超えて、あとは40%が依存財源ですから、そういう中であって、そういうことはないというような予想でおっしゃったんでしょうけれども、立ち入れないから、まだ調査が済んでいないから、事業決定か何かすると、そこへ立ち入って中を見て査定しますとおっしゃるんですが、査定したときに25億でできないようになったらどうするの。そうじゃなくて、言っているのは、ちゃんと我々のところへ来て話すように企業の方にも行ってちゃんと大体どのぐらいかねというのを聞きましたかということなんです。ペーパーを見て大体25億だ何だって言ったって、現実にはわからないんだから。やってみないとわからんというようなことなんでしょう。やってみないとわからんということになると、住民は仮設住宅へ行って、長くなれば、今まで5年で済むと思われたものが10年おらんといけない。現実にはそうでしょう。それをみんな不安がっているんですよ。しかも、自分たちの補償は、企業の方を優先して我々はどうなるんだろうかという、それもありますよね。大企業優先みたいな話で。それについてはどうかねということです。

だけど、25億では、私の聞いた範囲では、とてもじゃないけど、できないというようなことをおっしゃっていたんですけどね。だから、それを所長の方でちゃんと聞かれて、この前、回答いただいたんだと判断したわけです。その辺、もう一度。いや、そうじゃない、そういうことは少しは打診しているよとおっしゃるなら、また回答をお願い



します。

ちょっとあっちこっち行って申しわけないかな。それと、部長がおっしゃった4億6,000万円振りかえる。それとか財政資金の問題で、今、公債比率とか何とか限界に来ておりますわな。そういうことからして200億ぐらいになることは確かでしょう。それだけで済まないというのが現実なんです、いろいろな研修に行かせてもらって、いろんなところから情報をみな聞いた場合にですね。だから、今の状況ですら大変なのに、それ、期間が延びたり、予算が倍以上行く、そういうようになった場合に、本当どうするんでしょうかということですよ。その不安に対しては本当に大丈夫なんだろうということですよ。補助金でしたら、補助金が逆転して80%を超える。大体80%を超えて大概の自治体では土地区画整理事業をやっておられますね。海田町ですよ、こういう84%も町がやるというのは。だからこそ、みな心配するわけです。補助金の場合でしたら、それを担保にして幾らでも一時的に借りるわけですから、銀行から。それで、どんどん払っていけばいいんだ。銀行屋も建設省の担保があるんだから、それで予算を執行しておけばいいんですよ。だけど、海田町の場合、自分の金でやらないといけないんでしょう。それ以上のものが資金に要るようになったら、それこそ何を担保にしてやるのかということも心配です。だから、その辺、大丈夫だよというのは恐ろしく言えないんじゃないかと思うんですけれどもね。その辺、もう一度、どういうお考えか。

それと、結論じみてあれですけど、8年間ずっと不安というのか、町に対しても話し合いをやったり、途中でやめちゃってずっと途切れたりしてきました。それで、先ほど申し上げたように、土地区画整理法というのは強行法ですから、どんどん進められれば、住民が確認書を守らんんじゃないかとか、会議場で町長がちゃんと住民の理解と納得を得た上じゃないと事業決定はしませんとかおっしゃっても、おっしゃらなくても、やろうと思えばどんとんやられる。しょうがないんです、これ。手続をどんどん進められても。ですけれども、住民のコンセンサスがないとだめだとか、今回の中止勧告を受けたときに、あれ、亀井政調会長だったか新聞に出ていましたでしょう。継続するというのはよほどでないといふだ、廃止を前提に考えてもらいたいということで、これをやめると住民の命とか財産に極めて甚大な影響を及ぼす場合はしょうがないと、住民との間にコンセンサスが得られているものはしょうがないということなんだと、その2つが、2大理由を守ってやれということだったんです。そういうのが新聞なんかに出ているのに、今、部長がおっしゃったように、東部の何とかかんとかいうのは、この8年間、耳にたこがで

きるぐらい聞いていますよ。それは目的が立派だからそうなんですけど。中止勧告を受けて委員会で検討してもらおうという、検討してもらったのが、8年間言われて、言い古された結論みたいなことで継続に決まったから、ちょっとおかしいんじゃないかなというようにみんな思っているわけです。中止勧告を受けて、審議会の委員の人に結論を出したのは、今、何回も言うように、以前からこの事業を進めていく目的というのか、どうしてもやるんだという理由は言われているんであって、今回の中止勧告のために委員会を開いて各委員の人が云々というようなことについては、それ、今、申し上げたように、廃止を前提にしてやれと言っているんですからね。廃止とか何とか、住民が反対しているとか何とかいうのは、まちづくりのニュースにも出ていませんし、委員会というものの経過報告みたいなものも1つも出ていません。だから、町民の人は全然知らないわけです。だけど、あそこのにぼりとかステッカーとか張ってやっているのを見た人が、どうなっているのかなというような話ですよ。そんなことは、今となっては説明会が済んでいるんだからしょうがないわけだ。強行法でどんどん進んでいるんだから。ただ、あとはこういうような財政的に行き詰まったときにどうするんだということの方が心配ですわな。それはそうですよ。海田町が沈没するんじゃないかと思いますわ。200億も、何もかも一体化だといってやっていて。本当に大丈夫なんですかねということです。大丈夫じゃないと思う。要するに、何回も言うように、土地区画整理法を盾にとられてどんどん進められれば、その事業決定を進めていかれるんだから、地元の住民には、大げさにいえば、憲法で保障されている財産権とか生活とかを守るのは当たり前だということで、協力しないよということになりますわな。何もやってもらわなくても、今までちゃんとやっているのについて言いたくなるわね。それは当然でしょう。といって、そこに該当しない人は別に痛くもかゆくもないので、私もこの前申し上げたように、そういう目にあってきたんだから。東京の方で、そこへなっても、さつとよそへ行っちゃって、もうそれでおしまいなんです。でも、残った人は大変ですわな。そういうことがあるんで、法を盾にやられてもしょうがない。だけど、行政というのは住民を守るための行政なのに、そういうのをごり押しというのか、コンセンサスも得ないで進めるというのはどうですかねということをお聞きしているわけです。それはもう一方的に進められたんだから、法で進めるんだからどうしようもない、理解と協力を得ないとやりませんとか言って、確認書や何でも押したといっても、反故にされたりしょうがないんですわ、これ。ただ、その人の人格がどうかと思うし。それは法を盾にとられると、今度は

憲法上の財産とか生活を守るために頑張れと言わざるを得ませんもんね。というのがそういうことです。

それから、介護保険の関係ですけど、いろいろおっしゃったんで。要は71名、今入っておられる人がいて、そのうち66名は例の5年間の経過措置で入っているというわけです。そうしたら、5名分が足りないのか。どういうことなのかね。それで、待機する人が21名おられると言われた。だから、待機する人が21名おって、66名は5年間で何とか、そういうのが入ってくるからわからなくなるんですよ。そういうのじゃなくて、足りているのか足りていないのかというのを最後に教えてください。

○議長（田中）企画部長。

○企画部長（中野）先ほどの財源の問題でございますが、決して大丈夫と言っているわけじゃなしに、かなり苦しい財政運営が待っているというふうなことを申し上げているわけでございます。先ほど予算規模の話が出て、85億とか90億の予算の範囲の中じゃないかというお話でございますが、私どもが財政推計上、一番どの点を気にしているかといいますと、要は、一般財源がどれだけ使えるかというふうなところになってきます。事業費が膨らめば予算規模も当然多くなってくるわけですから、例えばそれが110億の予算になるとかいうふうな形で膨らんでくる。ただ、一般財源だけではなしに、国の補助金、それから、起債等を使うわけですから、後年度の財政負担はふえてくるということを申し上げています。そういう観点から立てば、一般財源だけで財政推計をしていきますと、どうにか、いわゆる予算の重点配分の中でやりくりをしていく努力はせにゃいかんということを申し上げたわけでございます。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（田中）所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（永海）建物予備調査の内容でございますけれども、建物予備調査は、まず相手の方に建物の設計図を出していただいて再築にかかる費用を算出しておりますし、また、営業調査を行ってどれだけの所得が上がってくるか。それから、店舗等につきましては、備品であるとか設備等の調査も行って、なおかつ聞き取り調査を行って算定をしたものでございます。ですから、ある程度相手の方のご意見、ご意向をお伺いして算定をしています。

それから、21億の話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現段階では外観でしか調査をしておりませんので、実際にやっていけばふえる可能性はござい

ます。ふえるものについては、先ほど町長の方がご答弁申し上げましたように、地権者の方にご心配をおかけしないよう、その財源については最優先で確保をしていくということでございます。

それから、住民のコンセンサスが大切ではないかというお話でございますが、先ほど町長がご答弁申し上げましたように、今後は個々の地権者の方々との対応が中心になってまいりますので、できるだけ自由にご意見を言っていただけるような雰囲気づくりとして全体説明会等を通じて開催をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）広島県が老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画を12年3月に定めております。この中の平成16年度末までの整備目標の中で残りが今後514床あります。そのうち、先ほど申し上げましたように、海田福祉保健管内では8床というふうになっております。そういう意味では、平成16年度末までには充足するというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（田中）それでは、13番、山岡さん。

○13番（山岡）13番、山岡でございますが、5点ほど質問させていただきます。

最初に、入札の業者選定についてでございます。町が業務委託、物品の発注を行う場合、登録している業者の中から指名して、原則として競争入札による方法を実施されると聞くが、次の点についてお尋ねをいたします。

1、登録されている業者はどのように区分されて管理されているのか。2、入札を行う場合、業者の選定にどのように決めているのか。3、設計見積金額から歩引きがされていますが、海田町独自でこのことをやっているのかお尋ねいたします。4、町内業者の育成と入札はどのように考えているのかをお尋ねいたします。5、公営企業など、会計が異なる水道、下水道の指名入札を別にする考えはないかをお尋ねをいたします。

次に、財産の貸付使用料についてお尋ねをいたします。

平成12年9月の議会でも質問していますが、財産の管理、貸付の基準がない。行政改革の成果として財政改革がその1つとして求められているが、次の点についてお尋ねいたします。

1、財産の使用料の改正はどのように考えているのか。するのか、しないのかをお尋ねいたします。2、普通財産の貸付基準等はどうするのかをお尋ねいたします。

次に、スケボー広場について質問いたします。

瀬野川河川敷にスケボーの練習場ができるが、広場の管理、運営などを希望してきた青年たちに任せてはどうか。利用者がみずからすることによって有効かつ効果的でなかろうか。また、ワークショップ形式として設置段階から参加をしてもらい、ともに知恵を出し合い、社会学習の場として次の点のスケボーの件についてお尋ねをいたします。

1、河川の使用制限、利用規則、スポーツの場としての制約があるのかをお尋ねをいたします。2、代表者としての約束内容についてお尋ねをいたします。3、夜間の使用、照明施設、時間制限はあるのかをお尋ねします。4、グループ数、総人数はどこまで把握しておられるのか。そこらの点についてお尋ねをします。5、スケボー教室、大会開催の考えはあるのかをお尋ねをいたします。

次に、合併と広域行政について質問いたします。

国の省庁再編による政治改革、地方制度改革、行財政改革や地方自治分権が進む平成12年度中に県が合併推進の要綱、枠組みを発表され、各自治体ではにわかに合併の機運が高まりつつあります。1月26日の県より平成13年度中に町村に具体案を示すように指導されていると思います。合併は、20年前より広島市より再三の要請を受けながらも、いまだ町長は、避けて通れない、町民の意見を聞く、機が熟さない、真剣に考えるときが来た、海田町は他の市町村と異なり合併には、研究会、検討会、事務レベルだけでも多大の経費を突っ込んだが、町民との議論をしたことが一度もありません。合併と広域行政についてお尋ねをいたします。

1、広島市の合併について、現在の心境について町長に問います。2、熊野町、坂町との中間都市構想について町長の考えをただすものでございます。3、海田地区消防組合で共同処理している事務について広島市に全面委託する構成団体の長としての町長のお考えを問うものでございます。4、介護保険、高齢者福祉、ダイオキシン対策など、今後、広域行政の取り組みと合併問題についてお尋ねをいたします。5、安芸区民センターの海田町民が利用について町長は広島市にこの施設の使用について申し入れをされる気があるかどうかをお尋ねいたします。

次に、フェスタひまわりと海田総合公園についてをお尋ねいたします。

海田町の夏まつりとして、8月にJR海田市駅南口一帯で盛大に行われております。このまつりも十数年になるが、今ひとつ企画の見直しの時期に来ていると思います。県下でも大和町、坂町など、次々と新しいイベントのまつりがされているが、海田町も実

行委員会をつくり、準備をされておりますが、次の点についてお尋ねをいたします。

1、海田町でまつりに300万円の補助金を出しているが、今後も続けるのかをお尋ねいたします。2、まつりを海田町総合公園の一带に移し、毎年交互に多額の投資をした野外ステージ、公園、球技場などを開放した新しいまつりを企画し、多くの町民に参加をしてもらう考えはないか、お尋ねをいたします。3、まつりも、若者コーナー、音楽ステージ、踊りの広場、体験催し場、販売店も広く開放して、海田町挙げてのまつりを商工会と各種団体に協力を求め、するべきではないかと思うが、どうでしょうか。4、公園の管理棟もでき、町長はこれらの施設の管理運営はどのような方針でされるのかをお尋ねいたします。5、総合公園のアクセス道路の拡幅はいつごろできる計画か、また、地権者の話し合いの件につきましては、昨日からのこの問題も重複しますので、省かせていただきます。

6、公園も含め、町内に巡回バスの運行が町民から望まれております。各施設に朝昼2回ぐらい、マイクロバスを走行する考えはないか、お尋ねするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）山岡議員ご質問の1点目、2点目、4点目、5点目につきましては私から。

3点目につきましては教育委員会から答弁をさせますので、ご理解いただきたいと思います。

第1点目でございます。入札の業者選定についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の登録業者はどのように区分し、管理しているのかとのご質問でございますが、委託業者や物品につきましては入札参加者としての適格性や業務実績などを総合的に審査し、2年に1回、定期的に認定し、それぞれ業種ごとに分類し、登録しております。

次に、入札を行う場合の業者の選定方法でございますが、委託業務につきましては、認定業者のうちから、海田町建設工事指名業者等選定要綱を参考に、会社規模や信用度、また、過去の実績等をもとに設計金額や見積もり金額に応じ、指名業者選定委員会において業者の選定をしているところでございます。また、物品につきましては、認定業者のうちから担当課で選定をいたしております。

次に、設計見積金額からの歩引きが町独自でされているのかとのご質問でございますが、いわゆる予定価格につきましては、契約の目的となる物件または役務について、取

引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定をいたしております。

次に、町内業者の育成と入札の考え方でございますが、受注機会の確保や拡大を図るため、町内業者の入札参加につきましては極力配慮しているところでございます。今後ともそのようにしてまいりたいと考えております。

次に、公営企業等の指名競争入札を別にする考えはないかとのご質問でございますが、水道事業会計におきましては、入札件数も少なく、事務の効率化と簡素化を図るとともに、専門的な職員を配置し、適正な事務執行を行う観点から財政課で入札事務を一本化しております。これからもこの体制を続けてまいります。なお、下水道会計につきましては、一般会計、特別会計と会計区分はありますが、事務組織上、町部局に属するもので、財務規則に則り、入札事務を執行しているところであります。

続きまして、財産の貸付、使用料についての質問にお答えいたします。

行政財産につきましては、地方自治法の規定を受け、行政財産等の使用料に関する条例により、また、各施設の使用料につきましては、それぞれの設置及び管理条例等により徴収することとしており、各施設の使用料につきましては、改正案を本議会に提案しているところでございます。普通財産につきましては、来年度から貸付基準等を定めた要綱を制定し、4月1日から施行する予定でございます。この要綱では、貸付料の算定基礎を土地の評価額としております。これは資産価値に応じ、土地等の貸付によって利益を受ける方から応分の負担をいただくことという考え方で制定するものでございます。しかし、この考え方で貸付料を算定しますと、従来の貸付料との間に格差を生じてまいりますので、負担調整を行うことにより徐々に格差を是正する方法で改定していきたいと考えております。

合併と広域行政につきまして。国の省庁再編をはじめ、政治改革、地方制度改革、行政改革、地方分権が進んでおると。これはご質問の要旨でございますが、平成12年に県の合併推進要綱が発表され、各自治体では合併機運が高まりつつある、1月26日には県から13年度中に具体案を示すよう指導があり、本町では20年前から広島市から再三要請があったにもかかわらず、町長は、避けて通れない、真剣に考えるときが来た等の答弁を繰り返している他の市町と異なり、事務レベルでの検討会等、多大の経費をつぎ込んでいる、こういうようなことでご質問でございます。

そういう中で、合併と広域行政についての第1点目と2点目をあわせてお答えいたし

ます。

基本的には、これまで申し上げてまいりましたとおり、広島市の合併を中心に考えております。しかし、合併特例法の施行期限が平成17年3月末までとなっていることや、県から合併パターンも示されていることもございまして、坂町、熊野町との中間都市構想、あるいは府中を含めた安芸郡陸地部4町と広島市の合併と、このようなパターンが示されたわけでございますけれども、17年3月までと、このような期限もございますので、できるだけ早く結論を出すべきときが来たと、このように考えておりますし、また、我々、関係町村長もそのことは留意しておりまして、これからも意見交換等、情報交換等もやってまいりたいと、このように考えております。

合併と広域行政についての第3点目の質問についてでございますが、ご指摘の委託については、現在のところ、考えておりません。

次に、合併と広域行政についての第4点目のご質問にお答えいたします。

介護保険、高齢者福祉やダイオキシン対策など、広域行政での取り組みと合併問題の関連についてでございますが、行政事務の中には、近隣の自治体と広域的に対応する方が効果的な業務もあろうかと思えます。今後、これらの諸施策を具現化し、展開していく段階において近隣の自治体との広域的な連携の必要性を生じたときには、広域行政での取り組みについても考えてまいります。

合併と広域行政についての第5点目の安芸区民センター利用の申し入れについてでございますが、広島市の区民文化センターの利用についての考え方は、市内居住者と市外居住者の区別をしないとのことでございます。これは安芸区民文化センターの利用についても同じとのことでございますので、特段に申し入れする考えはございません。

続きまして、フェスタひまわりと海田総合公園の第1点目の質問でございますが、第3次総合基本計画にもフェスタひまわりは町の活性化とアピールなどのため支援すると位置づけておりますことでもあり、平成13年度予算でも今議会にお願いしているところでございます。しかしながら、フェスタひまわりも14回を重ねてまいり、このような状況の中での開催はいろいろな面で過渡期に来ており、規模の縮小や新しい発想による展開を求められているようでございます。なお、補助金につきましては、実行委員会として事業規模を勘案し、柔軟に対応してまいりたいと思えます。

第2点目の海田総合公園一帯でフェスタひまわりを実施したらどうかというご提案ですが、総合公園一帯での実施することに関しましては、1つの選択肢であるとは思ひ



ますが、先ほども答弁申し上げておりますとおり、このまつりの詳細は実行委員会が決定するものでありますので、この提案は1つの案として受けとめ、今後、実行委員会の意向を尊重し、調整してまいりたいと思います。

ご質問の3点目でございます。ご指摘の商工会や各種団体等への協力依頼については、当然なことであり、今後、実行委員会と協議を重ねながら協力要請等について調整してまいりたいと思います。

続きまして、4点目の総合公園の管理運営の方針についてでございますが、まず管理体制については、囑託で所長1名、臨時職員3名で考えております。

次に、花や緑の管理計画ですが、本公園は多種多様な草花や樹木などを植栽しており、今後、長く多くの人々の目を楽しませ、愛される公園に育てていく上で適切な維持管理の実施が可能となるマニュアルづくり、年間管理スケジュールを手がけていくことにしております。さらに、運営計画については、公園を住民の交流の場として有機的に運営していくために、ハード面の管理とともにソフト面での展開が必要であり、花やハーブ、豊かな自然環境などの特徴ある要素を十分に活用したソフト事業を計画、企画、実践し、住民との連携を深めていきたいと、このように考えております。

5点目は撤回をされたと思いますので。アクセスはね。

次の6点目でございます。続きまして、第6点目の町内に定期的な巡回バスを運行する考えはないかとのご質問にお答えし、現在、町が所有するマイクロバスは、町が主催する行事や各種団体の研修等に使用する場合のみ運行をしております。町内に巡回バスを運行することは、路線バスや他の公共交通機関がない場合に便宜的に運行する事例がほとんどで、海田町で巡回バスを運行した場合、既存の路線バスや民間のタクシー等の営業に支障を来すことも考えられるため、現段階では難しいのではないかと考えております。今後は住民の要望に少しでもお応えできるよう、現在のマイクロバスを最大限に活用するとともに、既存のバス路線の延長や拡大等についてバス会社の方に働きかけを行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（田中）教育長。

○教育長（李木）スケボー広場につきましてお答えをいたします。

このたび、建設いたしますスケードボードの練習場は、職員でプロジェクトを編成しまして、愛好者や保護者との合同会議を持ちまして協議をしてまいりました。昨年11月18日に行いました「いいこといっぱい夢いっぱい」といいますボランティア養成講

座の事業の中では、愛好者が自分たちで手づくりのセクションを作成いたしまして、指導方法でありますとか内容、会場整理等につきまして役割分担をいたしまして瀬野川河川敷でスケードボード教室を開催いたしております。職員とのコミュニケーションも図られております。既にリーダーも育ちつつあると思いますので、完成後は愛好者に自主的な管理運営を任せてまいりたいというふうに思っております。

1 点目のご質問の使用制限、利用規則、スポーツの場としての制約についてでございますが、河川敷に電柱とか固定遊具等の設置はできませんので、県の指導を受けまして、3 個のセクションは可動式としております。

2 点目の代表者との約束内容でございますが、この広場はスケートボードだけでなく、多面的に多目的に使用できる施設でございますから、使用者同士で調整しながら使用することといたしております。

3 点目の夜間の使用、照明施設、時間制限についてでございますが、河川敷内に専用の照明は設置できませんので、現在、車道側に向けて設置しております既存の街路灯にスケートボード場側へ3 灯の外灯を増設するように計画しております。増設いたします3 灯にはタイマーを設置いたしまして、2 1 時 3 0 分、午後 9 時 3 0 分でございますが、この時間に消灯することにしております。

また、4 点目のグループの数と総人数でございますが、これまでの話し合いの折りに作成をいたしました名簿では 2 0 名程度でございます。明確に結成されたグループは特にございません。

最後に、5 点目の教室でありますとか大会の開催についてでございますが、愛好者が自主的に開催するものは別としまして、青少年の健全育成という観点から、利用状況も勘案しながら今後の課題といたしたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中）暫時休憩をいたします。開会 3 時 4 0 分。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 3 0 分 休憩

午後 3 時 4 1 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。山岡さん。

○1 3 番（山岡）先ほどの入札業者の選定についてでございますが、結局、物品の納品に

についての基準があるのかないのか。これを再質問しますとともに、また、落札されてから丸投げ的な下請けに移されるとかいうふうなことがあっちゃいけないのですが、基準的なもので、要綱に丸投げは一切いけませんとか、施工管理者が何名おらにゃいけないというのが恐らく入札管理規定にあると思うんですが、そこらの点についてお尋ねいたします。それから、町内業者優先ということなんですが、どこでも町内業者を優先にさせていただきにゃいけんわけですが、その優先に、例えばこれは町内業者じゃ無理やとか、大規模な工事とかいうのがあるんですが、そこらの優先的なことでやっておられると思うんですが、なかなかそこらが明確にできていないというようなんがあるんですね。ですから、全然わからんような方が来てやっておるとか、下請けの下請けかもしれませんけど、そこらのはっきりした、前にも、建設工事なんかでも、ここからこの仕事をやる時には施工管理者とかいう表示をしてくれということを提案して、今、実施をされておりますけれどもね。そこらの関係がはっきりわかるようなことをしていただきたいと思うので、その点についてお願いしたいと思います。

次に、財産の貸付、使用料でございますが、これは、私が平成10年から何回かに分けて、平成10年3月の議会に一番初めに出して、先ほどの町長の答弁の中では、ようやくその基準がされるのかどうかしりませんが、値上げをするとか、見直しをするとかいうんですけど、一般の景気の上昇とか景気の不況においては、家賃の修正とか値上げとかいうことは一般常識としたらあるわけですね。しかしながら、海田町は何年間もそれをやっておられん。例えば、一番大きな海田町のそういうふうな貸付の問題でも、商工会のところとか公園とか、今の自治会館とかいうのがありますが、ここらの見直しがいつも同じ数字で上がっている。この間も、12月の議会でもずっと言っておるんですが、ようやく動き出したというふうに判断をしていますが、その中で、そういうふうな値上げの基準ですね。その基準をどこで線を引いて、今回の議案の中にも真田会館の値上げが410円から500円になるとかいうのがありますね。そういうふうな一般財産、それから、普通財産に含めてははっきりした基準を設けて、だれから見ても全く正当だということを、私は、2年なら2年、3年なら3年の周期ではっきりした基準を設けてやっていただきたい。先ほど町長の答弁では、見直しはするけど、スライド制に上がるんでしたら、例えば、今、100円にしたら、2割上げて来年は120円になるとかいうのをね。見通しとか基準がなかったら、思いつきと言われてから初めてするというんじゃないけんということなんですが、そこらの基準があるかどうかについてお尋ねしてみ

たいと思います。

それから、次のスケボー広場の件でございますが、この問題につきましては、ひまわり大橋で非常に皆さん方、楽しんでおられたのが、あそこらに、今度は石原の河川に移行するということなんですが、果たして彼らが、グループが全部そこへ行ってくれるかどうか。この前の予算のときにも話をしたように、何々グループとか、いろいろ友達とか、環境であるわけですね。そこで、今回、グループと約束したと言われるんですが、それじゃどの方にしたんか、それは町内の者か、町外の人とか学校のグループとか、そういうふうな明確なもんがないと、やっとなるじゃないかという分じゃいけないのですよ。650万円予算を組んで、500何ぼですか、この間も出ておりました。それで落札して今は工事が始まっていますが、町内の人で責任ある方に任さないとなんだことになるというふうに思うんですよ。これ、スケボー広場の関係で私も過去のいろんな新聞とか何か切り抜きを取って見たんですが、廿日市市が廿日市のスケボーというので、『中国新聞』に平成12年10月3日に出たのを見てみましても、ある程度、街中でやっているんですよ、スケボーの遊ぶところ。そして、これは社会福祉協議会の駐車場を開放して、こういう施設に了解をさせて皆さんに楽しんでもらっている。結局のワークショップとか、そういうふうな関連の問題をいかに彼らに、自分らのする人にその責任を持たせて、盛り上げをもってそういう行動に移るか。そして、スケボー問題が、今、そういうふうな施設いうんですか、ものを売る方がそれなりの協力をして会を盛り上げたり、その制度に肉付けをしておるんですよ。そういうことを海田町はする気があるかないか。ただ、何にもなしにつくって置いておったったら彼らがやるんだという意識の改革をしないと、最初が肝心ですから、最初にはっきりした明確なものをやって、それで批判があれば制限を、禁止したり、また、規約に対しての違反があれば中止をさせたり、そういうことをやっておかないと、できて渡したらあれらに任すよと。確かに、教育長、言われるように、自主的にやっていただくのが一番いいわけですが、あのあたりもかなりの人が連日連夜、遊歩道として散歩されておる。そして、そのあたりの方が、近隣の人が、あれが来たために大きな障害と申しますか、付近の住民の対策まで考えておかなければいけないと思うんですが、その点について、教育長、お願いをいたします。それと、もう1件。外灯が、今言われた分には9時30分に消灯するんですね。彼らがやっておるのは9時30分ぐらいから始まっておるようなところもあるんですよ、今までの例を見まして。それで、結局、解決できるんかどうか。9時30分というのは、どこかの一つの

事例を見て設定された時間じゃと思うんですが、この点、ちょっと教育長にお尋ねを試みたいと思います。

次に、合併問題でございますが、町長に尋ねた合併問題は、私は周辺の町村がどうかというんじゃないし、加藤町長の広島市との合併の今の心境について聞いておるわけです。それはどうかということを明言いただきたいと思います。そして、特例法があるのかというのも、我々も資料をたくさんもらって、見させてもらって、合併特例法があったり、県の自治省から来ておる資料もいっぱいもらって、それを見ながら合併の問題に取り組んでおるわけでございます。そして、坂町と中間都市構想についても、今回の13年度の町長の施政方針でもまだ資料を集めてということがはっきりうたってあるんですね。これ、合併問題の関係は、ずっとまだ資料を集めて検討して、事務的レベルって。事務的レベルを何年やったら事務的レベルが終わるんか。高い金を、きのうも話したように、2年間も専用理事をつけたり、スタッフをつけたりしてやられた費用の算出といったらすごい金がかかっておるんですがね、それでもまだ事務レベルでものを進めていくんか。そして、17年の合併特例法まで延伸をして引っ張って、皆さんにそういうふうな判断を委ねるのか。町長、はっきりしたこの件をお願いしてみたいと思います。そして、海田地区消防の共同処理事務につきましては全然考えがないというふうなことがあるんですが、昨日も広島市の一般会計の予算の発表が『中国新聞』紙上にありましたが、消防関係を見ましても、南消防と水上消防を一緒にして、そして、予算の収縮とか人員の何とかいうことを削減ということでやっておられる。行政改革とか機構改革とかをあわせて、何か手を打つ。例えば、消防議会が、それは皆さんもご承知のように、年間、海田町の議会だけでも、消防議会でも500万の金行っておるわけですね、消防議会に。年間の予算で。海田町も応分の予算で3億6,000何百万円というものを、人口1人当たり1万2,000円ぐらいの経費負担をしているわけです。そういうことを考えたら、今、自動車の1台減らすとかいう問題じゃないに大きな予算で行政改革を図るべきだと思いますが、再度、この点について町長にお尋ねを試みたいと思います。

それから、次の介護保険の問題もあるんですが、これは行政改革の一端で、市町村合併の意味で、広島大学川崎信文先生が書いておられる本を読んだら、今回の合併問題は、機構改革とか地方分権とかが主じゃけど、今回の施策は財政基盤の増大とか重複・余剰コストの整理、人件費の節約、地理的にという広範囲の施策立案があるわけですが、今

回の平成のそれは介護保険による高齢者福祉やダイオキシンという大きな目玉が、海田町も府中、広島市とあわせて衛生管理組合で盛んにそういう施設をされるという一つの前触れ、前哨戦的な経緯があるように思うんです。その点について、合併ももう押し迫って県の方もかなり攻めてくるとと思いますが、あわせてお尋ねをしてみたいと思います。

それから、安芸区民センターの、海田町には、来る者には拒まんというふうな町長の答弁ですが、広島市にお世話になっておる永安館の問題もあわせて、今は規模拡大して、一切、途中でキャンセルを食うて呉へ行けということがなくなりましたけど、よその施設を貸していただくわけなんですね、そういうふうな広域行政の関係で。そこらをあわせて、私は町民の代表である町長が市の方へひとつ申し入れても、こういう施設の活用なり、利用なりをお願いする気があるかないかというので、ないようじゃ、ちょっと今後いろいろな行政の関係でしなくちゃいけないと思うんですが、もう一度お尋ねしてみたいと思います。

次に、フェスタひまわりの問題ですが、町長の施政方針演説の6ページの中に、町民のまちづくりの参加意欲というようなことを書いて、人材の育成、そのために300万円、今回も予算計上をしておられるんですが、実行委員会のあり方について、私は、改めてどこまで実行委員会の内容とか、実行委員会に対する権限とか、補助を出す団体としての自治体としてどこまで把握をしておられるのか。実行委員会についてお願いしたいと思います。そして、予算があれば決算があり、監査もあって、そういうふうなものは公表されるのか。例えば、各自治会とか出店とかの関係で、出店をしております。1枠が1万2,000円とか5,000円とかあってやるわけですが、年々それが減っている。実行委員会のそのときの催し物とか、いろんなことにあると思うんですが、そういう形の中で実行委員会のあり方について町長の考え方をお尋ねしてみたいと思います。そして、総合公園での開催ということは実行委員会に任せるわけですが、実行委員会が、人材の育成確保ということは、町の職員も、以前にも話したことがあると思いますが、どこまでが休暇を取ってボランティアで協力しておるのか。どこまでが実行委員会の一員としてスタッフに加わっているのか。立ち上がりから、その開会までにかかなりの費用と人件的なことがいるわけです。人材の育成ということは、そういう形の企画の人材の育成に当たるのか、住民主体のまつりとしての見直しと申しますか、昨年一昨年もエアロビクスとか、ブルーコメッツとかいうのがありますが、そこらの中身がマンネリ化しておるという気がするんですが、この点についてお尋ねをしてみたいと

思います。それから、販売店なんかの出店問題も含めても、ほとんど実行委員会、実行委員会で全部その方に振り回されるんですが、それじゃ実行委員会という形がどこまで、商工会とかボランティアとかいろいろあるんですが、その形が商工会なんかはかなりそれに協力していただいておりますが、本当に見えんということなんで、そこらもちょっとあわせてお願いしたいと思います。

それから、今度は公園の管理棟。これらの施設に嘱託 1 名、臨時 3 名という明言をされたんですが、管理棟に対しては、現在は管理を含めてシルバー人材に委ねておられるというふうに聞いておったんですが、今回、管理棟を置いて嘱託をされる必要があるのか。シルバー人材に一括植木の剪定とか施設の管理とか、あわせてできないものかということをおあわせて聞いてみたいと思います。

そして、最後のマイクロバスの巡回ということなんですが、この間、研修に行きましても町内の施設へのマイクロバスとかいうのがどこも定期的に動いておるわけです。そういうことが、海田町は必要なときだけ何かあったときに動かして、あとは公民館のところに停車をして待機しておる。宝の持ち腐れ。車というのはフルに動かして初めてその効力とか効果があると思うんですけど。町長の答弁のように、路線バスを頼んでできるようなコースじゃないですね、海田町を巡回するために。そこらをあわせて、ひとつ町内で、大きなこれは町民に対するサービスになると思うんですよ。これをあせわて町長の答弁をお願いします。じゃあ、また後ほど。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）たくさんご質問いただきましたけれども、まず合併問題についてでございます。

先ほど答弁いたしましたように、海田町は、長年、広島市ということでいろんな検討会、あるいは勉強会も現在も続けておる状態でございます。そういう中で、答弁の中で基本的には、これまで申し上げておりますとおり、広島市との合併を中心に考えておりますと、こういうことを申し上げておるわけです。ただし、ご承知のように、県が新たに合併パターンを示されたわけでございます。それだから海田町は全く関係ないよということではなくして、県の言われる安芸郡陸地部 4 町と広島市、あるいは坂、熊野との中間都市構想、こういう案が出たわけでございます。それはそれで、関係町村とともに意見の交換も、あるいは情報交換も、相手方のお考えもあろうかと思っておりますけれども、これはこれまでの状況だけで海田町はもう関係ないよということではなくして、新たに起

きた問題にも一応耳を傾け、また、勉強もする必要があるかと、こういうふう pensando おておるわけでございます。また、これも近々、4町の町長がその意見交換をする場を持つようにしておりますけれども、あくまでも海田町は広島市を中心に考えておる、こういうことでございます。

それと、安芸区民文化センターを海田町民も使えるようにということでございます。これは仰せのとおり、文書では申し入れておりませんが、ちょうどあれの建設にかかわられたころは平岡市長でございました。その節、あの場所に建てられることについて私のほうに連絡がございました。その節には、当然あれは海田町の町民も区民と同じように利用させていただきさるのだろうかと、ぜひそうしていただきたいという話はいたし、それは当然だと、こういう返事をもらったわけでございます。文書までは出しておりません。また、近々、あそこの落成式もございますので、新たに市長、または区長等にそのことは確認をしておきたいと思ひます。反面、海田町は、ご承知のように、ひまわりプラザにしても、矢野、坂、広島市の方も自由にお使いをいただいております、こういう状況でございますので、また、重ねてお願いはすることにいたしますし、これまではそういう状況でございます。

その他につきましては、それぞれまた担当課の方から答弁させます。お願いします。

○議長（田中）財政課長。

○財政課長（内田）1点目の物品の調達に関する業者選定の基準ということでございますが、物品の調達に関しましては、物品の納品をもって契約の適正な履行の確保が可能となることから、建設工事における入札参加者を選定する指名委員会等の規定は設けておりませんが、業者選定におきましては適正な入札を執行する上からも入札参加者としての適格性や業務実績などを総合的に審査認定した登録業者のうちから、不誠実な行為の有無、あるいはその他の信用状態、また、契約履行の実績や官公庁への納入実績など、総合的に判断いたしまして、より慎重に業者の選定をするとともに、町内業者の受注機会の確保を図るという観点からも町内業者の入札参加につきましては、これまでも優先的に配慮しているところでございます。

2点目の丸投げについてのご質問でございますが、これにつきましては、海田町建設工事執行規則第15条の中で、一括委任または一括下請負の禁止という条項の中で規定をしており、これに基づきまして指導をしているところでございます。

3点目の入札時における町内業者の配慮ということでございますが、入札時に入札参



加者の方へお配りしております入札等に関する注意事項の中でのお願い事項ではございますが、工事の施工に際して、工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、極力海田町内に事業所を有する業者を活用していただく。また、資材等の購入についても極力海田町内の事業所にしていただくよう、その都度、配慮を促しているところでございます。

○議長（田中）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）スケートボード場の建設に関しまして4点ほどご質問があったかと思います。スケートボード場につきましては、7月にひまわり大橋の上で練習している青少年たちと、それから、海田警察署の署員さん、そして、地域の代表の方が町長に、ぜひスケートボードの練習場を建設してほしいという要望があったことからこの事業が進んでまいりました。そのため、これまでに、先週までには11回、こうした青少年、あるいは海田警察署の方も交えた会議をずっと繰り返し行っておりまして、したがって、場所についてもセクションについても十分に彼らの要望を取り入れてきょうまで進めてきておりますので、そのあたりの理解は十分してくれているものと思っております。

それから、協力体制でございますが、これまで廿日市、呉市で既にスケートボードの練習場は建設されております。その運営に携わっていらっしゃる人とのコンタクトがとれまして、会議の席上にも2回ばかりおいでいただき、どういう状態であるとか、こういうふうにすれば子どもたちと一緒にこの練習場が事故なく運営できるとか、そういう方法についてもお話を伺っております。幸いなことに、その方のグループが、海田町でスケートボード場を建設するならば、当分の間は子どもたちの技術の指導もあわせて足を運びましょう、そして、スケートボード場以外でやっている町内の様子もあわせて私たちが見て歩きましょうと、そういう力強い声もいただいております。それにあわせて、町内の何人かの若い人たちが、じゃあ私たちもそういうボランティアの行動を起こしてまいりますということで、そういう体制も次第に整ってまいったところでございます。

それから、第3点目の付近の方たちへの対策でございますが、これまで2回、近くの自治会にはお話をしております。全家庭にスケートボード場の建設については情報が既に届いているわけですが、その後、私どもの方に、これはどういうことであろうかという問い合わせの電話は1件だけです。いつごろできますか、どんなものができま

すかという問い合わせのお電話が1件あっただけで、地域の方たちもそれほど強い反対の意向ではないと思います。

それから、第4点目の9時半の消灯時間でございますけれども、これも、これまでの会議でいろいろと議論はしてまいりました。それで守れるという自信も私ございませんけれども、地域で盆踊り大会をする、あるいは七夕フェスティバル、これらを開催する場合にもすべて9時半ないし10時には行事が終わるようになっておりますので、スケートボード場につきましても、これを地域の皆さんへのルールだと思ひまして、子どもたち、これからのことでございますので、まだオープンまでには日にちが随分ございます。会議は重ねて、この点については指導しながら、いろんな人に声をかけていただいて、本当にスケートボード場が生かされるように、いい地域づくりの1つの施設としてこれを生かしていきたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中） 監理課長。

○監理課長（木原） 山岡議員、2点目の普通財産の基準につきましてご答弁申し上げます。

この基準は、要綱の骨子をご説明することでご理解をいただきたいと思ひます。要綱の骨子でございますけれども、貸付料算定の根拠を明確にした。これが第1点でございます。次に、普通財産は、基本的には売り払っていくんだということを原則とするということにしております。3番目に、普通財産は、原則的に今後新規貸付は行わないということを挙げております。4番目に、算定基礎を土地評価額をもって算定するということにしております。

次に、貸付料につきましては、その算定の基礎となります土地評価額に100分の6を乗じた金額とすると。ただし、要綱制定以前に貸し付けてある土地につきましては、その貸付料を100分の4というふうに格差を設けております。次に、平成12年度を初年度といたしまして、3年ごとに貸付料については見直しをしていくんだということも入れております。次に、当然減免規定を中に設けております。

最後に、貸付料が、当然評価を見直してきますと急激に上がる場合がございまして、この場合には調整をして最終的にそれに見合う貸付料までたどりつくという方法をとっていくということにしております。13年4月1日から施行という要綱での骨子でございますので、この骨子の説明でご理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（田中） 総務部長。

○総務部長（三村）消防事務を広島市への委託ということでございますが、ご存じのように、まず消防につきましては、1市3町という組合をつくっております。ですから、これは各市町の議会の議決をいただきまして構成しておるものでございますから、現実論は難しいのではないかとという部分がまず1点目でございます。

それと、行革の一環として委託をということでございますが、委託にしましても、広島市の方に当然これは委託料を払わないといけないということでございます。類似団体等、各全国的なものの数を調べましても、消防職員の数というものの規定はございますので、委託をする場合もそれに見合うだけの委託料を払わなければならないという形になってまいりますが、それを比較いたしましても、現行、一部事務組合を構成して払う金額よりは逆に委託をした方が高くなるのではないかとというような試算をしておりますので、現行のところ、考えておらないということでございます。

次に、フェスタの件でございますが、フェスタの中で人材育成をということを答弁したということでございますが、これは手伝いをいたします町職員を含めてでもということでございますが、町民の皆様にもちづくりに参加をしていただいて町の活性化につながっていただきたいという意味も含めての人材育成ということでございます。

フェスタの細かい部分につきましては、地域振興課長の方から答弁申し上げます。

○議長（田中）地域振興課長。

○地域振興課長(奥谷)実行委員会の実態についてということでご質問がございましたが、実行委員会は、現在、フェスタひまわりの実行委員会の会則を既に持ってやっております。ですから、円滑な運営と海田町を挙げてのまつりであることを理念として、このまつりにより町民相互の触れ合いと親睦から生まれる連帯意識、郷土愛を生みというふうな云々を書いて、こういうふうな目的で今の実行委員会を形成しております。実行委員会も、具体的には今の総務委員会から始まりまして、広報委員会、催事委員会、出店委員会、建設委員会と5つの委員会で、会長以下、本部長、委員長、副、ずっと続くわけですが、そういうふうな形できちとした組織立てをしてやっております。会計につきましては、不明瞭ではないかというふうな、公表しているのかというふうなことでございましたが、公表はしておりません。現実、公表はしておりませんが、現在、私が持っております数字でいきますと、平成9年度に922万という収入がございましたのが、昨年度、平成12年度は740万まで減ってきておるといろいろな状況の中で、マンネリ化とか、そういう状況、山岡議員さんご指摘のような状況は少しずつ出てきている

のかなとは思いますが、現在、町主導というよりも実行委員会ベースの住民主体のまっりでございますが、平成13年度、来年度の15回大会へ向けて、実行委員会の本部長も既に決まっております。商工会の直接のご理解を得ながらということではないんですが、商工会の多くの構成員の方が主体になりまして、実行委員会で本部長を決めたわけなんです、商工会の方が本部長を既に受けていただいております。あと組織の加入の呼びかけであるとか開催内容の協議、マンネリ化の打破等については、今後、これから協議会といいますか、実行委員会で決定をしていくという段階でございます。以上です。

○議長（田中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは、広域行政と合併に関する、介護保険とダイオキシン対策との合併との問題。広大の先生のご意見を提示されて、介護保険、ダイオキシン対策等が合併を推進していく前触れではないのかと、こういうふうなご意見だと思います。

ご承知のとおり、介護保険につきましては、地方分権一括法によって自治事務となって市町村が実施するということになった。それで、本町におきましても、実施前に安芸郡陸地4町で広域処理ができるかどうかということを検討した経過がございます。その検討の結果は、認定審査会等が、それは単独で可能だ、あるいはサービス基盤が海田町でできるというふうなことで、これはそれぞれ単独でやったという経過でございます。

それから、ダイオキシンの対策につきましては、これもご承知のとおり、平成14年12月を目標に、大変に厳しいダイオキシン対策によって、これを広域的にコスト縮減しながら高度処理をする焼却施設を求めていくには広域化の必要性があるということで、これにつきましては、厚生省が平成9年にダイオキシン対策の広域化の必要性という文書を流しております。これはその当時の厚生省でございます。そういうふうな成り立ちでもって広域化が進められるものは進めていく。また、単独処理できるものは単独処理をしていくということで、それぞれの事務ごとの成り立ちで効率的で有効な行政を進める上で広域行政が必要な場合にはそれを探っていくというスタンスであって、ご提示のあった介護保険、ダイオキシン等が合併問題の前触れかどうかということについて、我々のスタンスといたしましては、あくまでも事務処理をしていく上での、広くそれは共同処理という考え方で扱われている事項がいっぱいあるわけでございますから、そういうスタンスの中で進めてきた、こういう考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉） それでは、総合公園の管理棟を含む管理をシルバー人材センターの方に一括発注できないかというご質問でございますけれども、総合公園は、多種多様な草花、あるいは果樹、ワイドフラワー等が植わっておりまして、専門的な知識や技術が必要とする花が多く存在しております。そのために、町長の答弁の中で申し上げましたように、来年度は適宜適切な維持管理が可能となるマニュアルづくりを手がけていきたい。そのために専門的な知識や経験をお持ちの方をお招きして、それらの管理をやるものをつくっていききたい。そのことによって結果的に皆様に愛されたり、親しまれる公園、また、管理面でのコスト面も下げれるというものをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（田中） 総務課長。

○総務課長（上條） 公共施設間へのマイクロバスの巡回についてでございますが、現在、町の所有のマイクロバスは月に6、7回程度運行しております。したがって、各施設間にマイクロバスを運営するにはもう1台専用のマイクロバスが必要なこと、また、運転手が必要なこととなってまいります。各公共施設間はそれぞれ生活圏内にありますので必要ないんじゃないかと考えておるわけなんですけど、以前、老人福祉センターが開設しました折、マイクロバスを購入しまして、朝昼運行した例があるわけなんですけど、利用者がおらないということで廃止したこともありますので、先ほど町長から答弁いたしましたように、現段階では、巡回バスは運行は難しいのではないかと考えております。

○議長（田中） 山岡さん。

○13番（山岡） それじゃ再質問します。

先ほどの合併問題、町長、答弁いただいたんですが、確かに4町は広域事業を含めて一緒に話をして意見を集約するというふうに聞くんですが、私は、再三言うように、今、町長の考えを聞いておるわけですから、私はこうだというのが明言できないものかどうか。もう一度聞きたいと思います。

それから、今、安芸区の区民センターの問題も、今度、落成式もあるから、そのときになんとかいう話なんですけど、こういう大きな町民の方に、皆さんに気軽に使ってもらえるようお願い事を落成式のついでにやるようなことじゃいけんと。正式な申し入れをしていただく方が私はいんじゃないかと思うんですが、その点について町長の答弁をお願いします。

それから、初めの建設の入札の問題で歩引きの件の質問をしたんですが、あるともの

いとも、うちはしていません、2%しております、3%しておるといふ返事がなかったんですね。それは町長の裁量でできるんか、できんかという質問を出しておるわけですね、私が。町長独自でされるんかどうかということは、これは10日以上にも出しているんです、この質問が。うちはしておりませんか、例えば建設工事は3%しておるか、委託問題に対しては5%しておるかということが聞きたいわけですが、ないんなら「ない」、いや、しておるんなら「しておく」というようにお願いしたいと思います。

それから、もう1件、ひまわり大橋の件ですが、先般のスケボー場ができるときにも、一切あそこは使えんのかどうかということがあるんですが、向こうは向こうでできても、ひまわり大橋の上の使用ができないようなことができんかということですね。警察とか自治会とかみんなが話しておられるのに、向こうへ金をかけてつくってやりおるが、こっちはこっちでやりおるといふんじゃ意味がないんです。ですから、町指定のスケボー場で必ずやってくださいという一つの制約といいますか、それをはっきりしないと、何も規制もないよと。ですから、そこらの一つの規制的な看板を出すとか注意するとかいうことができるか、できんか。これも向こうができるまでにはっきりしておかないと、いつまでたっても、できた、向こうでもやれる、こっちでもやれるんじゃ意味がないんで、そこらの全面的に使えないというふうなひとつ規則的なもんができるかどうか、検討されたかどうか。この前のあれをつくるというときにもしておるわけですが、その点についてお願いしたいと思います。

それから、さっきの、これは非常にすばらしい答弁をもらったんですが、普通財産の使用は全面的に売るんだと、町長の今朝の施政方針のついでの中にも、普通財産の処分というのがはっきり出たと思うんですね。そういうときに、普通財産の処分なんかの関係でどういうふうな形の処分の仕方、例えば公募して売るんか、広報して売るんか。ただ知っておる者だけに、近くの者に話して売るんか。これ、明確な一つの契約的なものがあるかないか、つくるんかどうか。お願いしたいと思うんです。

それから、さっきのフェスタひまわりの件ですが、今、答弁の中には予算的にも200万近く減った、マンネリ化しておるといふふうに事務局の方でも認めておるんですが、公金が300万も出ておるんですから、これを広報とか何かで一つのひまわりフェスタに対してのこういうふうなことがありましたと公表できないもんか、研究してみたいと思うんで、これ、要望ですから、別にどうせいとか言いません。

それと、最後に、シルバー人材の関係で、多目的にいろんな花を植えたりするから管

理棟を含めて大変だから、シルバーには任せられんけん、囑託を入れて臨時を雇うというようなことがあるんですが、あの公園へ行ってみて、この間もちょっと言われたんですが、子どもの遊び場が一番奥にあるんですね。入り口にないんですよ。そういうふうな設計も皆さんが考えられて、一緒に計画されたわけですが、こういうふうな一つの総合公園に35億も投資をしておるわけですから、ボランティアにおけるそういうふうな植栽関係を公募して地域で支えることができないもんか。そういう形のものが町の広報で利用者にアンケートを出したりして、どうでしょうかとかいうことをやってみられたらと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）合併問題でございますけれども、先ほどからご答弁申し上げておりますように、海田町、これまでの長い経緯、関係、勉強会等々を踏まえてみましても、広島市との合併を中心に考えておりますということでございます。「ただし」というのがつくわけでございます。その後に新たに県の合併パターンが示されたわけでございますので、関係町村と意見交換、あるいは研究会、こういうものをやる必要があると、このように考えております。以上でございます。

それと、安芸区民文化センターついて、文書か何かで申し入れたらと、こういうご意見であろうかと思っておりますけれども、これまで海田町の施設、あるいは海田町から今の瀬野川のスポーツセンターですか、お互いに文書での交換はいたしておらんわけでございますけれど、先ほど申し上げたように、市長さんがかわられたんですが、広島市長、平岡市長の時代にはそういう話は私として、それは当然お互いさまじゃないかということをもらっておりますけれども、改めて市長もかわられたことでございますから、それは申し入れることはやぶさかじゃないと、こういうふうに思っております。

○議長（田中）監理課長。

○監理課長（木原）それでは、スケボーに絡みましてひまわり大橋でのスケボーの全面禁止はできないものかということにつきましてご答弁申し上げます。

ひまわり大橋につきましては、あれはあくまでも歩道でございますので、これをスケボーだけを完全にできないという禁止、規則なり条例というのは非常に難しいであろうというふうに思っております。しかし、せっかく瀬野川の河川敷にそういう施設をつくるわけですから、そちらの方へ誘導する方法を考えていきたいというふうに考えておりますし、あくまでもこれはお願いになると思っておりますけれども、ひまわり大橋の上ではそ

ういう行為については極力控えてくださいよというような看板も出していかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。

それと、次に、普通財産の処分の方法ということなんでございますけれども、普通財産の処分に関しましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございまして、その第3条に、普通財産の譲渡または減額して譲渡する場合は云々というような項がございますので、その条項に合致するものであれば当然減額で譲渡するということはできますけれども、一般的には、当然、公募での売却ということになっていくのが大原則になろうかと思えます。以上でございます。

○議長（田中）企画部長。

○企画部長（中野）歩引きの問題でございますが、先ほど町長がご答弁の中で、その件についてはやっておるという趣旨のことについて申し上げておるわけなんです、具体的に申し上げますと、例えば、土地家屋調査士会の方に土地の鑑定をしてもらったりとか時点修正をしてもらったりとかいう場合には、調査士会等で基準報酬が定められております。そういう委託業務につきましては歩引きは行っておりませんが、基本的には、工事並びに物品の購入等につきましては、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、取引の実例価格等勘案しながらやっております。したがって、工事の場合は何%、物品の場合は何%というふうに一定の数字は決めておりませんが、そういったことをいろいろ総合的に判断しまして、おのおの入札、いわゆる予定価格を作成する人が決裁権者でいろいろ課長から上はおるわけでございますが、そういうふうなものを参考にして予定価格を定めてもらっているという状況でございます。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）総合公園の管理につきまして、ボランティア活動、広報等に掲載して募集してはどうかということでございますけれども、町長の最初の答弁でも申し上げましたとおり、ソフト面でのものが重要となっておりますので、当然、13年度からこういった活動を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（田中）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。

本日は大変お疲れさまでございました。

午後4時33分 延会